

平成20年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成20年6月11日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	大堀 義治	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環 境 経 済 部 長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	中島 宗七
総 務 部 次 長	富田 久和	総 務 部 次 長 (行財政改革担当)	船橋 登志夫
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	川端 良雄	教 育 部 次 長	山本 治一郎

秘書課長 立入 孝次  
企画財政課長 小嶋 祐太郎

総務課長 川端 弘一

#### 出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二  
書記 赤坂 悦男  
事務局次長 井狩 重則  
書記 吉川 加代子

#### 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第44号から議第49号まで  
(専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市  
一般会計補正予算(第6号))他5件)  
質疑、討論、採決
- 第4 議第50号及び議第51号  
(野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例他1件)  
質疑、常任委員会付託
- 第5 請願第2号及び請願第3号  
(青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を  
求める意見書採択についての請願他1件)  
常任委員会付託
- 第6 一般質問

開議 午前9時00分

#### 議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしておりました議事日程表のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、6月3日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第17番、小菅六雄君、第18番、鈴木市朗君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(林 克君) 日程第3、議第44号から議第49号まで、専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第6号))他5件を一括議題といたします。

まず、各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されております。お手元に配付いたしました議案質疑一覧表のとおり発言を許します。

第16番、野並享子君。

○16番(野並享子君) 議第49号野洲市税条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

専決処分の承認であります。専決された内容はいい内容もありますが、問題点もあります。

第36条2項の6で「公的年金等に係る所得に」という言葉が挿入されていますが、これは来年4月から市民税の徴収を年金から徴収するための前段の改正であります。65歳以上の年金受給者から市民税を徴収することができる法律が先の国会で可決されました。今、年金からは介護保険料の徴収が行われています。また、今年4月から75歳以上の方から後期高齢者医療保険料が徴収されています。さらに今年10月から65歳から74歳までの方の国保税の徴収が始まります。年金の半分まで徴収することになっており、言い換えれば年金の半分まで天引きすることができるというとんでもないことになっています。そして、来年4月から市民税の徴収をするということですから、このとんでもないことが

もっとふえるということになってしまいます。

江戸時代の年貢は4割から5割でした。税金というのは応能割が原則です。そして累進税であるべきです。しかし、国保税も介護保険料も均等割が導入され応益割になっており、低所得者からも一定の保険料を取ることになっています。所得税は応能割ですが、市民税は3,000円の均等割、県民税は1,800円の均等割、合計4,800円の応益割も入っています。しかも、今年から市県民税が倍になりました。江戸時代より過酷になっているのではないのでしょうか。

そこで、以下の点について質問いたします。

①野洲市で介護保険料、国保税の徴収が年金の2分の1になっている人は何人でしょうか。

②今回、市県民税も年金天引きされる人は何人おられるのでしょうか。

③そもそも税金は応能割、累進税にすべきではないのでしょうか。

④最初から年金天引きというのは生存権を脅かす事態が生まれるのではないのでしょうか。

以上の点をお尋ねいたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 皆さん、おはようございます。それでは、野並議員の議第49号野洲市税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目のご質問でございます。公的年金からの天引きができるものは介護保険料、後期高齢者医療保険、国民健康保険税でございますが、介護保険料といずれかの医療保険料の2つまでが認められ、天引きの優先順位は介護保険料、次に後期高齢者医療保険、そして国民健康保険料の順になっております。

ご質問の2分の1の判定を行いました結果、平成20年度当初賦課の試算によります国民健康保険の公的年金からの特徴該当者は約1,200人でございます。そして、普通徴収は約1,030人でございます。しかし、ご質問の2分の1超過の世帯数につきましては、2分の1以下で64歳以下の被保険者がいて、特別徴収できない世帯と共に普通徴収となっており、現在の電算プログラムでは、その内訳の設定ができておりませんことから、詳しい数字につきましては明示ができませんのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、第2点目のご質問でございますが、平成19年度分所得で試算をしましたところ、年金受給者は1万1,572人でございます。うち対象となります65歳以上は8,753人、このうち年額18万円以上の年金受給者で市県民税の課税のある3,672人のう

ち、現在特別徴収の方や、他の所得があつて年税額が年金額を上回る方を除く約3,400人が年金特徴の対象となります。

なお、徴収につきましては、来年4月からではなく10月からの開始となりますので、よろしく願いいたします。

第3点目につきましては、国から地方への税源移譲に伴い、市県民税の税率が見直しで一律にされたところがございます。応能割、累進課税についてのコメントにつきましては差し控えさせていただきたいと思ひます。

第4点目のご質問でございますが、今回の改正は、高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者が増加することから、年金からあらかじめ特別徴収により自動的に市県民税納付がなされることで、年金受給者の納税の利便性が向上することが期待され、対象となる年金受給者についても条件が設定されておりますので、言われております生存権を脅かす事態が生まれるとは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 今のご答弁で、最後の部分の年金徴収、特徴の人が3,400人ということですね。3,400人の方が年金から天引きされる。今、利便が図られるということをおっしゃいましたが、年金から引いてもらっていいですよと銀行に振り込みの願いをしたのならば利便が図れたということになると思うのです。しかし、行ってもいないのに勝手に引くのが、何がこれが利便が図られるのですか。そもそも税金というのは自主申告、自主納税ですね。それが基本だと思うのですけども、税務の基本をご答弁お願いします。

これが基本であるとするならば、年金から引いていいだろうかどうかというのを尋ねてくれはるのだったらわかるのですよ。国が勝手にここから税金、市民税、県民税を引いていくということはもつてのほかだと思ひます。しかも、均等割がかかっていますね。住民税の均等割、要は年金なんかの所得35万円以下の方には均等割がかかることになっていますね。そういう方からもさっ引いていくことになります。低所得者の方からもこの均等割で取っていくと。応能割と応益割、能力に応じて税金を納める、これは皆さん、社会保険、所得税を納めておられる方、給料から天引きされる人も率があつて、そこから天引きされているというところになります。けど、一律に市民税の場合は3,000円、県民税

の場合1, 800円の合計4, 800円というのは関係なくその基準、35万円以上の人はかかる、取っていくという、このことがあるわけです。ですから、これは所得税のやり方とは違うわけですね。所得税にはこういうふうな均等割という形で取りませんよね。地方税がこういう形になっていると思うのです。この自主納税、自主申告の部分、税の基本の部分でのご答弁をお願いいたします。

年金受給者がふえるというのは、当然高齢化社会になれば4人に1人が老人になるとか、もう何十年も昔から言われていました。当然の話で、だからといって、こういうふうな形を持ってくる、しかも何年か前に年金の控除額が引き下げられましたね。今、120万円から税金がかかるようになっていますが、あの金額、前は180万円ぐらいだったのと違いますか。控除の金額がどんどん下げられて、どんどん課税の限度額のレベルが下がってきているのですよ。そういう意味においては、本当に国は税収を上げるためにそういう形で年寄りいじめをしてきているわけですが、こういうところ辺も考えると、やはり生活をまずしていくというのが基本だと思うのです。

国保税なんかは滞納をされた場合に呼び出しをかけますよね。来て下さい、相談に乗りますと。1, 000円でも2, 000円でも払うということで、そこでちゃんと毎月1, 000円、2, 000円というのを納めておられれば、国保証は交付するということになっていますね。それは生活を優先するということがあるから、そういう形になっていると思うのです。天引きで取っていくというのは、生活そのものは残りで生活をしろということになってしまうのですよ。生活優先でない、すごくこれは強権的なやり方だというふうに私は思うのですけども、そのあたりをどう考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 野並議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

今回の制度改正によりまして、年金所得者においても年金からも特別徴収を行うことについては、一方的に天引きされるということは自主納税権を奪うものではないかというようなお質問をいただいております。今回の改正につきましては、基本的には増税はすることはありません。今まで税金を納めている方法といたしましては普通徴収で納税をされていたということで、今後、税の法律の改正によって一定の基準を設ける中で特別徴収をさせていただく方の対象者を絞り込みまして限定をした上で普通徴収から特別徴収として変えていくと、いわゆる天引きになるわけですが、こうしたことによって納税者

のそうした利便性の向上を期待されるということで、合理的に改めていくとしたものでございますので、私どもは自主納税権を奪うということは決して考えてはおりません。このことにつきましては、十分そうした納税者の立場に立ちまして、全国市長会あるいは全国町村会の方からも国に要望を上げられまして、国の方でも十分この内容については議論をされた結果であると考えておりますので、そのように理解をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 自主納税権を奪うものではない。けども奪っているでしょう、先にさっ引くのですから。どこでそこに自主納税権が発生できるのですか。年金の申告をしなさいということで申告しますでしょう。自主申告、自主納税、自分で税金を納める、それが自主納税でしょう。先に年金から天引きしておいて、そこにどうして今言われたのが奪うものでないと。奪っていますよ。どこにそこに本人の了解があるのですか。生活者優先というところが、そこでどこで生まれるのですか。こんなのは本当にひどいと思うのですよ。介護保険料の天引きとちょっと違うのですよね、税ですから。同じだと思ってもらったら困るのです。確かに税金を納めるのは国民の義務とされています。義務だけれども、最初から国が天引きしていくということは、それは義務を果たしたのではないでしょう。義務を奪われているのですよ。今の答弁では基本がなっていないと思うのですけども、増税ではないのでと、私はそんなことを、増税になるなんて、それは今後そういうことが起こり得るだろうという思いをしているのです。どんどん控除の額が下がってきているので。本人関係なく国がどんどん勝手に決めてどんどん収奪されていっているのですから。今後、起こり得るだろうなと思うのですけど、ここの部分が、これは地方自治体としてもおかしいということを声を上げていっていただかないと、国民は本当に勝手に取られていってしまうという、こんなやり方は何が合理的、それは国が税金を集める合理的でしょう。国民の立場に立っていないのと違いますか。皆さん、税務署員と違うのですから、国税の徴収の観点じゃなくて、もっと市民のレベルの部分で生活者優先ということで地方自治体からも私は声を上げていくべきだと思うのですが。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 再々質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほどもご質問いただきました自主納税権ということを奪うものであるというようなことを主

張されておりますが、まだ実際この制度自体が、十分我々もその制度の全容というものが明らかにされていない状況がございますので、先ほど申しあげました市民税の年金の対象者3,400人ということで申しあげましたが、いずれこの3,400人の中からまた条件が加わってくることも聞いておりますので、人数的には若干変わってくるのが予想もされております。そうしたことで、徴収の基準というものがまだまだ不明確な部分がございます。今後、県の方においても我々に対しましての内容の説明なりが予定されておりますので、そうしたことで、また随時ご報告もさせていただきたいというふうに考えております。

それから、ご質問をいただいております、地方税は申告によりまして地方税を課税賦課するものでございまして、その徴収方法を賦課し、特徴で徴収するものでございますから、自主申告権というものを決して奪うものではないというふうに理解しておりますので、この点よろしくご理解いただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 以上で、通告による質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質問を許します。関連質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ないようですので、これにて関連質疑は終結いたします。

お諮りいたします。

議第44号から議第49号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、議第44号から議第49号までについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第44号から議第49号までについては、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第44号から議第49号までについては、順次採決をいたします。

まず、議第44号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第44号専決処分につき承認を求めることについて（平成19年度野洲市一般会計補



正予算（第6号）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第44号は原案のとおり承認されました。

次に、議第45号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第45号専決処分につき承認を求めることについて（平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第45号は原案のとおり承認されました。

次に、議第46号について採決を行います。

お諮りいたします。

議第46号専決処分につき承認を求めることについて（平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第46号は原案のとおり承認されました。

次に、議第47号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第47号専決処分につき承認を求めることについて（平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第47号は原案のとおり承認されました。

次に、議第48号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第48号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市手数料条例の一部を改正

する条例)は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第48号は原案のとおり承認されました。

次に、議第49号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第49号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第49号は原案のとおり承認されました。

(日程第4)

日程第4、議第50号及び議第51号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例他1件を一括議題とします。

まず、各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されております。お手元の議案質疑一覧表のとおり順次発言を許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番(小菅六雄君) おはようございます。それでは、第51号平成20年度一般会計予算について質問を行います。

本予算案は、提案説明にもありましたように、市内4小学校と3幼稚園の校舎、園舎及び体育館の耐震診断調査予算を計上されているものであります。

中国四川省の大地震では、ご承知のように空前の被害が出ております。この中で、とりわけ学校校舎の倒壊で多くの子どもが犠牲になりました。心が痛むばかりであります。このことは決して我がまちでも他人事ではなく、とりわけ本市の場合、県下26市町の中で小学校・中学校における耐震化は最も遅れており最下位クラスであります。待ったなしで早期に推進することが求められています。

そこで、去る6日、衆議院本会議で、いわゆる学校耐震化促進法が可決されました。その中身は、市町村が行う耐震補強工事への国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に、また、改築では現行の3分の1から2分の1に引き上げるというものであります。そして、

この補助率引き上げの対象は、震度6強以上の地震で倒壊の危険性が高いとされる構造耐震指標I s値が0.3未満の建築物であること、これは約1万棟とされています。

3点目に、さらにその補助率引き上げ期間は、平成22年度までの3年間とされています。これに関連し、本市定例市議会に提案されています補正予算の耐震診断調査費は、説明にもありましたが、文部科学省通知では原則3年間で耐震化を検討すること、2つ目には、そのための耐震化計画を策定すること、3点目に、同時にこの診断が未実施の学校施設では直ちに診断を行うことを求めています。その上に立って、具体的に今回、耐震診断を行う提案はされているわけでありますが、そこで問題は、耐震調査結果に基づく改築及び耐震補強の見込み、これに関連する財政予算問題であります。つまり、先の学校耐震化促進法では、耐震化補助率引き上げ期間は平成22年度までであるということ、また、補助率引き上げはI s値0.3未満が対象であります。これを考えると、補助の対象が限られてきます。本市の場合、既に野洲中学校では耐震診断の結果、I s値0.37及び0.52となっており、今回の補助率引き上げの対象ではありません。一方、耐震診断による検査期間の判定のための申請は、説明では来年度となり、実際工事にとりかかれるのは平成22年度になるとされています。

以上の経過を見ますと、早期の耐震化工事が必要と言われますが、実際、時期との関係も含め完了時期をどう見ておられるのか、また必要な予算はどの程度と見積もっておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、小菅議員の議第51号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第1号）に関するご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校施設の耐震化が完了する時期でございますが、国、県からは大規模な地震により倒壊等の危険性が高い学校施設につきましては、平成22年度までの原則3年で耐震化を検討するようにとの通達が届いておりますが、本市の場合は、さまざまな手続やそれに要する時間的な面を考慮しますと、最長でも5年を目標としてできるだけ早期に実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、その必要予算についてでございますが、野洲中学校の耐震化につきましては、本年度で改築及び補強と改修の実施設計を予定しておりまして、コストや工期面に配慮しながら概算事業費を確定していく予定でございます。

さらに、その他の学校施設につきましては、本予算をお認めいただきました後、諸手続

を進め、耐震診断結果が判明しました段階で改築あるいは耐震補強等、その施設ごとに最も適した方法を検討しまして耐震化年次計画を策定する予定でございます。したがって、現段階では事業費が確定いたしておりませんのでご理解いただきたいと思っております。

なお、現在国会で審議されております議員提案によります地震防災対策特別措置法の一部改正法案では、I s 値が0.3未満の建築物を対象に補助率の引き上げがなされる模様でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） はじめにも申し上げましたように、早期の取り組みが求められているわけでありましたが、改めましてこの耐震化に対する、とりわけ今回は小中学校、幼稚園であります、この取り組みの行政側の姿勢と申しますか、ちょっと確認しておきたいのですが、今、言いましたように、問題は今後いかに早くどう進めるかにあるわけですが、そのためにもこれまでどのように進められてきたのか、私は検証も必要だと思うのですね。

それで、先ほども少し言いましたように、文科省が公表しております昭和56年の建築基準法改正以前の建物の耐震化率の調査、これは毎年統計をとってあるわけですが、滋賀県26市町あるわけですが、文科省のこれを見せていただきましたら、平成18年度では、野洲市の場合、小中学校の耐震化率は44.9%で県下23位なのですね、26市町の中で。それで平成19年度はちょうど50%で26市町の中で24位。それで平成20年度はまだ正式ではないのですが、最下位の26位になったと聞いております。県下で最も小中学校の耐震化が遅れているまちなのですね。なぜこうなったのか、もちろん先ほど言いましたように今後どう進めるかが問題でありまして、過去のことを言っても仕方ないと言われればそれまでであります、しかし、今後進めるにあたって、やはりなぜこうなったというのは一定検証しておく必要があると思うのですね。

合併以前、たしか旧中主の方は基本的に終わっていたと思うのですね。だから、今回提案されている中には、旧中主の方は既に完了しておりますのでないですね。そういう意味で、中主も旧野洲町にもかかわらず、あの阪神・淡路大震災もありまして耐震化が叫ばれてきたわけでありまして、なぜ遅れたのかですね。これは改めて前提の問題として確認とか聞いておきたいと思っております。

それと、2点目でありまして、先ほど言いました、いわゆる国の耐震化促進法によりま

す補助率の引き上げであります。文部科学省では耐震性がない校舎は全国小中学校で約4万5,000棟と言っているのです。それで、うち0.3未満が約1万棟と言っているのです。今回、補助率の引き上げの対象は、今、言いましたように0.3未満の1万棟だから、補助率が引き上げられるといいながら、実際、対象になるのは4分の1か5分の1ぐらいの校舎なのですね。だから、そこを考えると、国も県も耐震化、診断も含めて急ぐようには言いますが、実際、今後やってみなければわかりませんよ。しかし、現状を考えたら、野洲市の今回の耐震診断をしましても、0.3未満のはそうそうないと思うのです。多分ほとんどないと思います。こればかりはやってみないとわかりませんが、しかし、国でも実際対象になるのは4分の1か5分の1と言っているのです。この点、国、県は急ぐように言うが、実際は補助率の引き上げは末端自治体ではほとんどされない、これはちょっと問題だと思うのですけども、このことについての認識をお聞きしておきたいと思います。実際そのようなことが野洲でもほとんど補助の引き上げが受けられないと想定できるのかどうかですね。ここら辺をどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それと、具体的な耐震化の推進であります。さっきから言っていますように、政府は補助率の引き上げを打ち出しましたが、だからといって総額予算の増大はどうしても抑えたいということで、やむを得ない場合を除いて、今回、国は改築方式でなく補強方式で行うように言っていますが、既に野洲中学校は改築方式で決定しておりますが、先ほど答弁も少しありましたように、今後、とりわけ野洲市の中で危険度が高いと言われております三上あるいは篠原小学校は、これは補助率との関係やいろんな関係があるのですけども、改築方式なのか補強方式なのか、その辺ですね。年次計画あるいは予算との関係も含めて、どういう方向を考えておられるのか、考えられるのか、この際、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の学校耐震化の関係が遅れた原因というようなご質問だったと思いますけども、平成7年の阪神・淡路大震災以降、平成9年、10年には祇王小学校や、平成16年には野洲小学校がPFI等も実施しております。ところが、その間、恐らく法人市民税の急激な落ち込み等、そういう財政事情がございました関係でこのように若干遅れておるといふうなことで認識をいたしております。

それから、2点目でございますけども、今回の法改正による補助率のかさ上げの本市への影響のご質問だったと思いますけども、現在審議中の地震防災対策特別措置法の一部改正法案の対象となりますのは、先ほど申し上げましたようにI s値0.3未満の施設でございますけども、本市の場合は、議員ご指摘のように、これに該当する施設は少ないのではないかなというふうに考えられます。したがって、この法律による効果は非常に限られてくるというふうに現在のところは思っております。

なお、今回の補正は、この補助率の引き上げの議論の前から予算要求いたしまして計上させていただいておりますので、粛々と準備の方は進めてまいりたいというふうに考えてございます。

3点目に、改築方式か補強方式かというご質問でございました。先ほど答弁で申し上げておりますように、基本的には診断結果を待たなければ何とも言えないという状況でございます。国の方も5月30日に文部科学省の方から指導に來られましたけども、その際にもどうしても改築をやめて補強をなささいという指導はございませんでしたので、診断結果を待って判断をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） いずれにしましても、これから校舎、幼稚園、一連の診断を行うわけでありまして、その結果によっても方向がどうなるかわからない部分も確かにあり、予算も見にくい面もあるのですけども、いずれにしましても、平成7年度以降、先ほどの答弁では祇王、野洲小、これはこの間も説明を受けましたように、やられてきたのですが、その後、税収の落ち込みも原因と言われましたが、税収の落ち込みだけでは説明にはならないと私は思うのですね。それは税収の落ち込みは単に野洲市だけではないわけでありまして、県下ではほぼ100%耐震化を実施している自治体もありまして、極端に遅れているのは大津市や多数の学校校舎を持っているところでして、比較的人口3万、5万のまちでこれほど遅れているのは野洲市だけなのですよね。これはやはり単に財源だけの問題ではなく、もちろん関係しますが、この間の行政の姿勢であったと思いますので、それは今後正していただきますように言っておきます。

それで、これも国に関わることなのですが、たしか会派説明会のときに今回の議案の説明を受けたときに、国の補助も引き上げられるような説明も多分受けたと思うのですけど、そのときは一体のものとして説明を受けたように記憶しているのですけど、そうではなか

ったですか。会派説明会のときに、県なりの国からの伝達事項、通知は確かに3月28日なり4月4日になっていますね。国会で補助率引き上げの方向が衆議院で一応通ったのはまだ数日前であります、しかし、それ以前から引き上げは国会で通るのを前提として説明されたやにたしか記憶しているのですが、そうではなかったのですか。先ほどそうではないというような言い方をされましたが、そういう認識で一層進めようとされたのではなかったのですか。補助率引き上げも前提にしつつ、県、国からの通知あるいは指示、意向も受けて、この際進めようとされたのではなかったのでしょうかね。だから、先ほど言いましたように補助率引き上げが実際ほとんど恩恵を受けないのはわかった中で、3年以内どころか実際は5年になりそうと言われましたね。しからば、補助率引き上げ効果はあまり恩恵がないとはいえども、3年を超えれば、4年目、5年目になれば補助率の引き上げも対象にはもうならない、こういうことになりますよね。だから、結論的に言いたいのは、本当にこれは3年どころか5年どころか、より一層このままでは遅れる心配もしているのです。その辺どう考えたらいいかお聞きしておきたいと思います。

それと最後に、説明会のときにも現時点では考えていないと言われたのですが、県の通知、国の伝達でもPFI方式を活用しろと言っているのですけども、これはこれまで旧野洲町になるのですか、野洲小なり幼稚園で実施されたが、これは結論的に将来の財政方向も含めて、はっきり言ってだめだったと思うのですね。だから言いたいのは、こういう方式はとらずに改築の場合もすべきだと私は考えているのですが、今後出てきた場合にその方向はどう考えておられるのか。私は、今、PFI方式は選択から外せと言っているのですけど、その方向で行っていただきたいと思っておりますので、どう考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 再々質問にお答えいたします。大きく2点質問の趣旨がございましたと思いますけども、まず、国の補助金の補助率引き上げの時期と会派説明会の時期の関係が1つございますけども、それにつきましては、予算の要求時点はかなり会派説明会よりさかのぼります。予算案を作成する時期も当然会派説明会の前でございまして、先ほど申しましたように、補助率の引き上げの議論を知るまでに既にそういう姿勢で臨んでおったということをご理解いただきたいと思います。

それと、今後につきましても、先ほど答弁申し上げておりますように、補助率の引き上げ関係なしに今後5年を目標に粛々と準備を進めていきたいというふうに思っております。

なお、再質問の中で「野洲市が耐震化率の最下位」というお言葉があったと思うのですが、確かに26位でございますけれども、そこに26市町に県が入ってまいりますので27団体でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

2点目のPFI方式の関係でございますけれども、国の方はそういう方式もお持ちではと。指導はございますけれども、この低金利時代にあつてPFI方式がどうかということも考えられますので、その辺はもう少し内部協議をさせていただきたいと、かように思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 小菅議員さんの質問の中で、伺っておりますと、どうも野洲市が今まで取り組みをさぼってきたようなお言葉がちらちら見えるのですが、そうじゃないのです。今まで旧野洲町で3つほど学校の耐震補強もしました。大改修もやってまいりました。それはそれとして、県下で後ろからの方が早いとおっしゃるのは、耐震診断ができていないのがですよ。よその市町村が耐震補強がすべてできたと、こういう解釈をしてもらっては困ります。だから、滋賀県の学校の率からいきますと0.3以下の校舎は少ないのですよ。すべて0.3や33や35を超えているのです。だから今、耐震診断はお済みになっているまちが多いのですが、工事は依然としてかかっていないと。だから、今度、国がそういうことで補助率を上げようということでの取り組みをしたのですが、実は文科省から野洲市へ訪問をいただいたときに、我々は25年まではかかってやろうと思っておりますという言葉は私は3年間でやりますと。だから、2つの小学校ですから、やりますということを明言いたしました。

それと、もう一つは、ある機会がありまして、文科副大臣、髪をくくっておられる方ですが、お会いする機会がありまして、いろんな話をいたしました。そこで文科省としては何としても補助率を上げて、今、国会はそういう議論をされているのですが、一番層の多い3を超える部分に非常に多くの学校があるのですね。だから、耐震補強プラス大改修。大改修というのが、先ほどの言葉の中では「改修」というのは建て替えのような意味があったのですが、改修ですね。今までやってきた大規模改修と同じこと。「改築」は建て替えですがね。だから、補強と大改修をあわせてやっても補助の対象にしますよと、こういう指示が出ているのです。だから、そういう選択肢もありますので、これから私は、若干私の認識不足があったのですが、5年という期限を担当は申し上げますが、いわゆる補



助制度の有効期限のうちの3年の間にやらなくてはならないなど、こう思いますのと、残っている学校が小規模学校なのですね。篠原と三上。全体の学校のあり方を考えたときに、今のようならばらになった校舎をそのまま存続するのか、この際、改修を含めて改築もあるならば、整然とした環境づくりをしなければいけないのではないかと。例えば、補強工事をして、教育環境に合わないから5年経って10年経ってやっぱり建て替えをしようじゃないかというような議論が出る場合もあると思うのですが、そういうことは先を見越して、今の補強工事をするときには大改修をあわせてするのか、その辺も議論をしていかないといけないと思うのです。今、提案いたしますのは、耐震診断の調査費のお願いをまずしようと、こういうことでございますので、小菅さんの話を聞いていると、どうも野洲市が怠慢のように聞こえましたので、その点だけは一生懸命取り組んでいますのでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 以上で、通告による質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ないようですので、これにて関連質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第50号及び議第51号については、会議規則第39条第1項の規定により議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

○議長（林 克君） 日程第5、請願第2号及び請願第3号青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を求める意見書採択についての請願他1件を一括議題とします。

ただいま議題となっております請願第2号及び請願第3号は、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり、文教福祉常任委員会に審査を付託します。

（日程第6）

○議長（林 克君） 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりです。質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第8番、西本俊吉君。

○ 8 番（西本俊吉君） 8 番、西本俊吉でございます。私は、今回の一般質問において、後期高齢者医療に関する諸課題並びに市の安全管理について、これらに関する質問を展開してまいりたいと思います。

さて、後期高齢者医療制度は、今から約 2 年前、小泉政権のもとで国会の場において十分な議論が尽くされたとは言いがたい状態の強行採決の状態で開催してまいりました。国の新たな法律として制定され、本年 4 月から全国一斉に自治体で新しい医療保険制度として施行が開始されました。

各県、各自治体は、国の指導に従い準備を行ってきたのですが、後期高齢者医療に対しては、施行以前からその中の諸課題に対し、非常に危惧する意見も出ていました。特にこの 4 月の制度のスタート直後から私のところには多くの方々から悲鳴の声が毎日のように届いております。

戦後の混乱期の厳しい時代から、60 年後の今日までをその時代の先駆者として今日を築いてこられた方々に対し、この後期高齢者医療制度が本当に老後の幸せにつながる医療保険制度とお考えでしょうか。見直しあるいは廃止については今国会の場において議論されているところでありますが、該当される市民に対し、自治体の長としてのお立場から後期高齢者医療制度に対する市長としての理念をお伺いしたいと思っております。

次に、県単位で一本化された広域行政として後期高齢者医療制度が実施されていますが、保険料の年金からの天引きや各自治体が行ってきた人間ドックの受診が全額個人負担となるなど、新たな経費の出費も必要となります。このような負担に対し、市が市民の健康を守り、後期高齢者医療制度を補完する施策の実施が必要となります。市の独自での対応をこれらの制度の補完として実施していく計画はあるのかお伺いします。

第 2 点目に入ります。

次に、去る 5 月 30 日、市内の公共施設でお子さんが池に落ち、救急搬送され一命を助けられるという非常に危険な事故が起きました。地震や風水害、事件や事故など、私たちが生きていく環境の中にはいつどのようなことが起こるか予測できない、これがまた現実であります。そのためには、すべてに対し安全性を高めていくという大きな課題があります。今回の事故を教訓とし、公共施設並びに市内危険箇所の再点検を行うと共に、日常の管理に対し安全第一を徹底していく、このような行政姿勢の確立を求め、以下質問します。

公共施設並びに市内全体を利用者である市民に対する危険性があるかないか、そのよう

な状態を職員全体で総点検を行い、危険個所について十分な対策を行うこと。

また2点目に、ただ1回だけの点検のみでは、「忘れたころに」ということわざもありますが、定期的にこういう点検を行うような習慣、そういうようなものを考えられてはいかかだと思います。そのような方向性についても、また、その点検結果について我々にも改善等が図られた折にはきちっと報告を願いたいと思います。

さらには3点目に、安全に対する職員研修というものは、研修という形になるか否かは別として、安全意識の徹底、それを図るためにいろいろな施策を職員に対して図られると同時に、安全第一のまちづくり、これをひとつ今後追求されたいと思います。

以上の質問に対し、ご答弁を求めます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 西本議員の後期高齢者医療制度の問題についてでございますが、この案件については以下2名の議員各位からも出ておりますので、基本的なことを私の方で思いを申し上げさせていただいて、あと個々についてはまた担当の部長からお答えをいただくと、このようにしたいと思います。

後期高齢者医療制度にはいろんな課題があると、こういうことでございます。後期高齢者医療制度は、本格的な少子高齢化の到来を迎えまして、社会環境が大きく変化する中で急速な医療費の増加が見込まれること、また少子化による現役世代と高齢世代の費用負担などの諸課題が生じたことから、これまでの老人保健制度を国民皆保険制度として堅持していき、誰もが安心して医療を受けられる保険制度とするために医療制度改革の基本方針に基づきまして必要な制度改正をなされたものでございまして、理念をと、こうおっしゃいますが、私はこの制度については1つの制度として認識をいたしております。

また、これまで長年社会に貢献されてこられました75歳以上の方々の医療を国民みんなを支えると共に、在宅医療の充実や介護サービスの連携強化など、高齢者の生活を支える医療として公平性を堅持しながら安定した制度運営が図られるよう、より一層の取り組みの強化について、これは国に対して強く要望していかなければいけないと、こういう思いをいたしております。

なお、4月に入りまして、多くの市民の方より相談や問い合わせをいただいております。西本議員も大変だと悲鳴を上げたと、こうおっしゃっているのですが、確かにおっしゃるとおり問い合わせがたくさんございました。制度説明ももう少し早くから取り組むべきであったと感じてはおりますが、あらゆる機会をとらえまして制度内容について説明とご理

解をいただけるようにしてまいったつもりでございますが、いずれにしましても、先ほども出ていましたように、年金から天引きをしたことがやはり一番大きな痛手ではなかったか、医療制度そのものには皆さんご理解をいただいていたのですが、その辺が若干のあれがあったのではないかと、特に低所得者に対する取り扱いについて、いろんな不信感があったのではないかと、こんなふうに思います。

今現在、国と申しますと失礼なのですが、プロジェクトチームにおいて、これは与党の中のプロジェクトチームだと思うのですが、多くの方々のご意見を受けまして、低所得者に対する措置として7割軽減被保険者の全員の年収額が80万円以下の世帯については、均等割を9割軽減していこうということやら、年金収入が153万円から210万円まで被保険者の所得割を50%程度軽減するなどの見直し案が検討されているようでございますし、我々市長会といたしましても、このことについてはかなり要望をいたしております。また、広域連合からもそういう要望を国に上げております。また、県に対しても、もう少し財源的な措置について取り組みをしてほしいということも上げております。いつでも高齢社会を迎え、高齢者が安心して生活ができる社会の実現のために、高齢者医療制度の円滑な施行が大変重要であるということにかんがみまして、制度の定着と安定運営のための積極的な対応が図られるよう強く要望してまいりたいと、このように考えております。

次に、市独自で対応してきました人間ドックについての補助をなくしたじゃないかということでございますが、これは後期高齢者医療制度というのは75歳以上の医療全般を制度にのせたものでございますので、これは市独自でやっておった事務もすべて広域連合でやっていくと、こういうことになりましたので、廃止をしたということじゃなしに、それを吸収されたと、こういうことをご理解をいただきまして、そういうことはなくなったにしても、広域連合でいろんな面で検証がなされ、あるいは制度が必要なものについては今後もそのような改正が必要となった場合は広域連合において取り組んでいけるように考えていきたいと、こういう思いをいたしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしましても、この後期高齢者医療制度、名前が若干変わったようでございますが、この制度自身については基本的な医療制度のあり方でございますので、私どもは内容の充実について国にも要望していきたい、こういう思いをいたしておりますので、ご理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 西本議員の2点目の安全管理の徹底と再点検に関するご質問にお答えをいたします。

1点目の公共施設等に対する総点検でございますが、今回の事故を受けまして、施設を管理する所属長に対しまして、各施設の再点検と、また日常点検の継続を指示いたしましたところでございます。なお、所属の管理施設以外でも故障や危険箇所を発見した場合における管理所属への報告につきましてもあわせて指示をいたしております。

2点目の危険箇所への対策でございますが、今回の点検や日常管理におきまして、発見された場合は直ちに修理するなど安全を確保し、また必要により市長に報告するよう再度周知をしておりました。しかし、現時点では重大な危険箇所は報告をされておられません。今後も定期的な点検実施に努めてまいりたいと考えております。

3点目の職員研修でございますが、各所属ごとに作成をしております市の危機管理マニュアルを所属職員が共有いたしまして、施設ごとの対応策あるいはまた予防対策を身につけるなど、今回の事故を教訓といたしまして、各所属ごとに研修を実施するよう過日指示したところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 市長から非常に事細かに答弁をいただいて、私もこんなことはこの議場へ登壇させていただくようになって初めての経験でございます。

そういう意味ではいいのですけれども、先ほど申し上げました後期高齢者医療に関しまして、今、国で、おっしゃっていた、けさもまたニュースを見ているといろいろと中身において家族がその保険料を負担するとか、何かもう猫の目のように修正案を、この原案をつくったのはいったいどこだったのかなと言いたくなるような雰囲気の中でやられております。私も議員ですから、言い方は悪いのですけれど、本当に国民のため、市民のための審議、そういうものが尽くされるのかなと、まだまだ何か浮ついたような感じも持っております。

市長にもう一点というのですか、さらに私の求めているところでは、現行、市は上位法に基づいて、今日あります後期高齢者医療制度というのが生きていて、今、この行政の枠の中で取り組まれているわけです。だから、広域性というものも、ある意味では市民からのニーズが届きにくいという欠点もあります。実際、理事会やいろんな役員会や、年に何回やられるのか、そういうことも定かではありませんし、せいぜい年に数回程度かなと思

いますし、そういう意味で、野洲市の5万市民を対象に見たこの後期高齢者医療の中で、落とし穴がと言うと何ですけれども、負担や、それから医療や、それからある意味では高齢者であります福祉面、トータル的に見て、私の求めているのは、それらに対して市独自の心の通う補完的なものを考えられないかという角度から申し上げているのです。だから、広域だから広域でやる、その理論は十分わかりますけれども、だからといって、それにゆだねてしまっているのではなくて、自治体の1つの大きな役割としては、やはり市民ニーズに応える、先ほど市長もおっしゃいましたね、市民ニーズを国に伝えていきたい、その市民ニーズをまず自分のところで受けとめ、野洲市においてこれらにまつわる部分での心の通った何らかの施策、そういうものが実施できないか、そういうことを私は今、申し上げているのでございます。

まさに中央での議論がなされている最中ですので、これ以上言及することは避けておいて、安全についての質問に対してもう一度申し上げます。

現在、報告はないということです。でも、私が言いたいのは、ただ一通り見ました、大丈夫ですでなしに、子どもの動きなり人の動き、そういうところから、ああ、こういうこともあるのだな、ああいうこともあるのだなという、その辺を細かにチェックしていただきたい。私は過去の一般質問においても言いました。子どもの目線で安全を確認してほしい。交通問題についてやったのですけれども、大人から見たら何でもないものが子どもにとってどうであるかということ。だから、大人目線ではなしに子ども目線になって、これでいいかな、大丈夫かなと、落ち着いて、ただ一通りさっと見ましたというのでなしに、本当に万が一の危険を防御する意味では、やはり安全確認を怠りなくすることが防御につながるわけなのです。そういう意味から、ただ一遍通りでなしに、職員の皆さんの常からのそういう意識の中で、こういう安全の質的なものを市内全域で高めていただきたい。

私も具体的に言います。毎年のように窓口に行って、ここが危ないですから直して下さい。一つには、いわゆるスクールゾーンでの河川のところにさくがなくて、子どもたちが落ちそうなことがあって、ご近所から通報を受けて私も市にお願いし、すぐに対応されたという経験もありますし、また、幼稚園の子どもたちが毎朝集まる場所に鉄板1枚でいわば水槽がそのままになっている。そこに対する柵を、子どもが上に乗ってどんどんしたら危ない、ずれていたら川底へ落ち込んだら、いわゆる安全というのですか、持つところも何もないプールですから危ないということで、そこは三角柱とポール等で今一応囲いは

してもらっております。でも、これで十分かという、私はもうちょっと何とかしておかないといけないのではないかなど。注意喚起はできても安全であるというところまではまだ至っていないなど。

一方では、教育長に一度お伺いしたいのですけれども、以前にバスの運行管理についての安全性の問題を言いました。あれからもう2年近く経ちますけれども、バスの万が一に備えた非常訓練、毎年のようにきちっとできていますか。このことははっきりとお答えいただきたいと思います。

関連したところでの質問になりましたので、以上の2点、市長にも対して、また教育長に対して、ひとつ私の言わんとするところの趣旨を十分ご理解いただき、明快なご答弁をお願いします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） そもそも広域連合でやった趣旨が、県域を1つの単位として、地域格差がなくなるように1つにまとめてやろうと、こういうことです。だから、今まで我々は、国民健康保険自身も滋賀県1本でやれと、こんな市町村に任せていくのはおかしいじゃないかと、滋賀県がやるべきだと絶えず言ってきました。南高北低とかいろいろありましたよ。まあ、よそのことは言わなくてもいい。そういうことがないようにやっぺこうというので県域で広域連合を組んだのですから、これは野洲市だけ突出してすることはできません。だから、おっしゃるように、こういうことが必要だということならば、それぞれ県からの意見を集約して広域連合で取り組まないといけないと、こういうことになりますので、基本的なことですのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、西本議員の再質問の中で、市長がおおむねお答えをいただきましたので、基本的には今言っているように、県域という中でスケールメリットを生かして、県域単位で市町村の財政力に関係なく高齢者の医療を提供しようというのが大きな目的でございまして、19年度でも市民の方の懇話会を4回ほどされまして、意見を聞きながらも連合としては進めていきたい。ただ、啓発の部分については、11月の保険料を算定するまでに、国の制度もなかなか細かな点が出てまいりませんでしたので、周知がちょっと遅れたということがあります。

今回、広域でも高齢者への特定健診をスタートしようということですし、また健康づくりのためにモデル事業を起こして、85歳まで元気に暮らしていただけるというような取

り組みも広域の方で検討はされているということですので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 西本議員の再質問の中の教育施設の点検等についての質問にお答えをいたします。

本市の教育施設の危険箇所の点検をいたしました結果につきましては、その主なものは、まず三上小学校、それから中主小学校、篠原小学校、それから祇王小学校、中主幼稚園にそれぞれ学習教材としての環境型ビオトープが設置されております。また、市民グラウンドの周辺には排水路がありまして、安全さくがない状況がございます。それから、図書館にはビオトープの池が設置されておりますし、歴史民俗博物館にも同様の池がございます。これらの池につきましては、その形態や周辺の状況も異なりますし、早急に改善できるものと一定の経費が必要となるものがございます。今後、できるだけ早期に優先順位を定めて順次改善を図ってまいりたいと、このように考えております。

その他、幼稚園や学校には遊具が設置されておりまして、これらについては毎年点検を行っておりまして、また必要に応じて改善をしているところでございます。

それから、職員研修あるいは意識の高揚に関しましてでございますが、幼稚園の事故を踏まえまして3つのポイントで通達を出しております。1つは施設設備の安全点検、発見をしたらすぐに対応をするように、それから幼児課に速報をすると。それから2つ目は、特に自由保育等の見守りの徹底、適正な職員の配置を行うように。それから、危機管理マニュアルの点検、改善、周知の徹底。今、特に中主幼稚園の通園バスに関わりましては担当の方で調べておりますので、もうしばらくお答えを待っていただきたいと、このように思います。

それから、学校関係でございますけれども、臨時の校長会を開きまして、そして施設設備の点検、危険箇所を発見しましたら速やかに対処をするように、それから危機管理マニュアルの点検・改善、これは職員研修の中で意識を高めるように。それから、これから小学校、中学校ではプール、水泳指導が入ってまいります。特に危険でございますので、安全の確保を図るようなというふうな臨時校長会で指示をいたしましたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。



○教育部長（東郷達雄君） 西本議員の再質問の中のバスの安全確認対策訓練の関係でございませぬども、訓練の方は定かではございませぬのでご容赦いただきまして、バスの安全点検といひませぬか、そういう関係でお答えをさせていただきます。

4月には、特に子どもたちにつきましては、乗り方の指導を集中的に積極的に行っております。それと、バス送迎の際には午前中にはシルバー人材センターの方から来ていただいて、シートベルトの確認等も行っております。午後には教員、先生の方でシートベルトの確認も行って各自送らせていただいておりますというふうなことでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（林 克君） 西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 後期高齢者医療制度につきましては、また後ほど他の議員からの発言がありますので、私からの再々質問は控えておきたいと思ひませぬ。

ただ、安全確認についてですけれども、私が申し上げているのは、ただ一遍通りでなしに、このことが反復して、そして階段を一段一段登るような気持ちで安全対策をやっていると。だから、やったから必ず事故は撲滅できるとは限らなぬのですね。それでもやっぱりある意味では一般的に不可抗力というふうな状態もあるわけなぬのですね。でも、危険性がどこに潜んでいるかということを探り当てて少しでも安全に近づける、施設としての安全性、そしてまた管理の面からの安全確立、そういうものもトータル的に進める必要があると思ひませぬ。

それと、私も若干質問の方向性がつくれたのかもわかりませぬけれども、ただ、教育部長のおっしゃったバスの問題については、これは通常のシルバーや、それから先生がやっているというのは、それは安全に対するいわゆる訓練的なものではなしに、通常のお子さんたちの送迎のときの装着のベルトを確認しているという程度のものでありますので、私の言いたいのは、乗降口に他の車がぶつかった、そういうことを想定したときの非常口のあけ方、4月になってたくさんの先生もかわっておられます。そういうところで、放課後というのですか、子どもたちが帰った後でもいいですから、市のバスもありますので、そのバスを使って一通り非常口のあけ方ぐらひは訓練する必要があるんじゃないかと、これが私の言う方が一の時安全の1つの階段、一步になると思ひませぬ。そういうことを私は言っているのであって、ただ、今回の事故に関して一通りの点検をしましたからと。池もあっても当たり前なぬのですね。それが環境的にはいいのぬです。

だから、私がむしろ問題にしたいのは、この間の新聞報道等を見ていると、新聞報道

だったかテレビだったか私も何ですけれども、あの池はもうすぐにつぶしますというような発言がされたやにありますけれども、私は事故があったからつぶすのでなしに、例えば地震でつぶれるような校舎なのであれば耐震すると同様に、やっぱり安全性に対してその補強的なものというのですか、対策を講じて、そして多くの子どもたちには、あその池というものは非常に生物の観察や、それから教育上、情操面も含めての効果があるので、そういう方向での存続を一議員としての意見としてお聞きとめいただき、私の質問を終わってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時46分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2号、第6番、藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） 6番、藤村でございます。今日は「野洲市の危機管理対策は万全か」ということで1点だけお聞かせをいただきたい、このように思っております。ちょっと風邪を引いておりますので、聞き苦しいと思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。

中国四川省で5月12日午後2時半、マグニチュード8の強い地震が発生、震源は成都より北西に約90キロ、震源の深さは約10キロ、被災者は100万人以上、死傷者は10万人を超え、多くの命を奪う大惨事が起こりました。10万人近い方がお亡くなりになり、1,500万人以上もの方々が被災され、その実数はまだまだ増加しておりますし、余震や水害、土砂崩れなど不安の中で懸命に過ごされております。心からのご冥福をお祈りいたしますと共に、1日も早くもとどおりの復興を願うものでございます。

この四川省地震では、被災地で下痢や発熱を訴える人はふえているものの、これまでのところ重大な伝染病発生は見られないとの公式発表が出ておりますが、ガス壊疽の患者が3万5,000人との報告もあり、今後熱い夏に向け、伝染病の拡大の心配も捨て切れない状況であります。

今回のこの四川省地震は、地震災害をはじめ山崩れによる土砂災害、ダム決壊による水害、伝染病、伝聞するところによりますと核施設問題など、地震を契機に多くの災害が発生しており、住民の安心・安全のため政府、自治体の役割は非常に大きいものとなっております。

野洲市でも平成7年の阪神大震災を契機に、地震災害、風水害に区分した地域防災計画を修正し、総合的な災害対策を整備したところですが、今回の地震災害からいま一度総合的な視点から再点検し、市民の安心・安全の確保を図る必要があります。このためにも脆弱なインフラを整備し、災害に強いまちづくりを行う総合的な危機管理を進めるには大きな財政出動も必要となりますし、計画的な危機管理対策の構築が必要であります。財政再建化計画を粛々と進めながら、一方では効率的な投資も必要となってまいります。

市民は、自らが住まいをしている自治体間で取り組みが異なってくることで安心・安全が大きく異なってくるのでは、野洲市を「終の住みか」として安心して暮らすことはできません。安心・安全のまちづくりと危機管理対策について、市長の見解をお伺いします。

7点をお尋ねします。

1つ、野洲市の所有する施設の平成27年度までに耐震化率を100%とする目標、これは平成19年度耐震改修計画でございますが、これに対する計画とその所要額は幾らになるか。

次に第2点、道路、橋梁等の劣化、これはコンクリートでありますので当然劣化をするわけでございますが、この点について必要ならばその計画と所要額は幾らになるかお尋ねします。

3つ目、水道施設であります。そのうち三上、田中山水源地の耐震対策がまだできていないというふうに聞いておりますが、この耐震対策についてどのようにされるのか、また総延長255キロメートルの敷設管、これは耐震に万全か、この2つの必要な計画、それと所要額については幾らになるのかお尋ねします。また、この所要額につきまして、水道会計のみで耐震化を進めようとされているのかどうか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

次に4点であります。H5N1型鳥インフルエンザの流行による野洲市の被害予想と対策について、健康被害についてもあわせてお願いをしたいと思います。

5番目、食糧危機への対応であります。重油の問題、また食糧の輸出国が輸入国になるなど、いろんな問題で世界的な食糧危機が起こっておりますが、野洲市ではこの市民に対する食糧危機回避の対応について何を考えておられるのか、この点についてお尋ねをします。

6番、市民の参加による野洲市危機管理計画、危機管理マニュアルの改定をしていただきたい、このように思っておりますので、これについてお尋ねします。

7番目です。危機管理時の情報公開、情報機関への情報提供は、野洲市危機管理計画によりますと総務部長が行うことになっておりますが、前からも何度もこれは申し上げていることなのですが、広報が「まちづくり政策室協働推進グループ」になっていることは、この危機管理については支障があります。この点についての見解を求めます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、藤村議員の「野洲市の危機管理対策は万全か」についてのご質問のうち、1点目、2点目について私の方からご回答をさせていただきます。

まず、第1点目の、野洲市の所有する施設の平成27年度までに耐震化率を100%とする目標に対する計画とその所要額についてお答えをいたします。

本市では、平成19年度において野洲市耐震改修促進計画を策定いたしております。この中で主な市有建築物は45施設でございます。棟数としては103棟でございます。このうち昭和57年以降の建築棟数は59棟と改修済み等の棟数を加えた73棟が耐震化され、耐震化率としては70.9%ございました。

用途別には、庁舎、市営住宅、あるいは体育館施設、コミュニティセンター、地域総合センター、また図書館等については100%であるものの、例えば幼稚園では76.9%、あるいは小学校では50%、中学校では46.2%、保育園では40%となっております。これらにつきましては、今後、各所管において県計画同様、平成27年度までに耐震化率を100%となるよう耐震化に向け計画されているところであります。

しかしながら、この計画の中では年次計画及び所要額についてはまでは明記されておりません。昭和56年以前の建築物につきましては、各所管で耐震調査実施、あるいは今後実施予定箇所もでございますけれども、診断を実施した中で各所管において診断結果に基づき耐震改修の検討をする必要があると考えております。

また、次に2点目の道路橋梁の劣化状態につきましては、日常管理面を含め、道路河川課にて月1回市内全域を対象に道路パトロールを実施し、簡易的な修繕等を行っております。しかしながら、隅々まで管理が行き届いていない場所等もございまして、各自治会や住民の皆様方からの通報もいただきながら、安全な道路環境に資するよう維持管理に努めているところでございます。長期的な計画までは現在立てておりません。

また、橋梁につきましては、老朽化の予防的な対策が全国的にも必要とされているとこ

ろでございまして、このため国では橋長15メートル以上の橋梁を対象とする道路橋の長寿命化修繕計画策定事業を19年度より創設されております。その計画で実施する修繕費用については国庫補助事業の対象になるということでございます。この計画は、事前に橋梁の健全度を把握すると共に、損傷が顕在化する前に計画的に修繕を行い、必要なものをより長く使うことを目的とし、さらに安全性を確保するものでございます。

本市における現状は、橋梁台帳により、場所あるいは橋長、構造などの状況は把握をいたしておるものの、維持修繕面での橋梁の健全度の詳細な状況把握までは行っておらないのが実情でございます。前述の国の方針を勘案しますと、本市におきましても早急に橋梁の状況把握を順次実施しながら健全度の適正な把握に努め、国の進める長寿命化修繕計画を策定し、予防修繕を実施していきたいと考えております。

また、所要額の面につきましては、このような状況でございまして、現時点では把握をいたしておらないのが実情でございます。

以上、1点目、2点目のお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、環境経済部の関係が3点ございますので、私から3点目、水道施設の耐震化ということにつきまして答弁をさせていただきます。4点目、5点目につきましては、政策監の方からお答えをさせていただくことになります。よろしく申し上げます。

それでは、3点目の水道施設の耐震化につきましては、平成16年度に策定いたしました野洲市上水道経営計画に基づきまして事業を進めておるところでございます。田中山低区配水池につきましては、平成22年度に耐震診断を、23年度で実施設計を行い、24年度に耐震化工事を行う計画となっております。三上山旧配水池は、平成26年度以降になる予定でございます。

次に、管路の耐震化であります。平成9年度より耐震性のある継ぎ手、管を使っておりますが、まだまだ十分な距離を耐震化するまでには至っておりません。また、市内には石綿セメント管や古い塩ビ管の布設箇所もあり、耐震性のある継ぎ手、管に布設替を行っているところでもございます。

布設替にかかる費用であります。本市では口径150ミリ以上には耐震管を使っております。耐震化の必要な管路延長は約63キロございます。布設替費用をメートル当たり5万円で計算いたしますと、概算で31億5,000万円が必要となります。

次に、耐震化にかかります費用の支出でございますが、水道会計はご承知のとおり、地方公営企業法によるものでございますので、企業会計、いわゆる水道会計ですべて支出することとなります。

以上、3点目のお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、私の方から藤村議員の4点目と5点目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、4点目の方のH5N1型鳥インフルエンザの流行によります被害予想と対策のご質問でございますけれども、国内におけますH5N1亜型強毒性タイプの高病原性鳥インフルエンザは、今年になりまして秋田県及び北海道のオオハクチョウ3羽が確認されてございます。これは韓国で公表されました500万羽と同じタイプのものでございませう。これを受けまして、国では1,000羽以上の養鶏農家に対しまして全国一斉の消毒作業が5月に実施されました。本市の被害が予想されるのは、富波甲地先の養鶏農家2,200羽となります。

本市の対策といたしましては、半径10キロメートル以内で発生の疑いがあった場合、滋賀県インフルエンザ総合対策本部からの指示によりまして、野洲市高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部設置要領に基づきまして対策本部を設置し、初動防疫や移動自粛などを要請する対策を講じてまいります。なお、市独自の対策として、毎年養鶏農家に対し消毒剤の提供を行っております。また、市民の暮らしと健康を守るために、外出自粛となった方へのライフラインの確保ですとか、あるいは風評被害が生じないように的確な情報提供と相談窓口の設置などを進めてまいります。

それから、次に5点目の食糧危機への対応についてのご質問でございますけれども、ご案内のとおり食糧自給率が39%と、こういう現状でございまして、これでは国内の気象条件等による不作だけでなく、主要輸出国の作況ですとか、あるいは規制等にも影響を受ける可能性がございます。こうした不測の要因によりまして食糧供給が逼迫する恐れがございます。この逼迫度に応じまして、当面の食糧供給の確保のため、JAですとか農家等のご協力をいただきながら供給が減少する品目への緊急増産ですとか、あるいは花などの食用ではない作物ですとか、あるいは野菜等カロリーの低い作物から芋類などのカロリーの高い作物への生産転換等の施策を講じる必要があると考えます。不測時におけます取り組みについては、今後とも国や県の指導を受けながら対応をしてまいりたいと考えます。

以上、4点目、5点目の答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 藤村議員の6点目、7点目のご質問に私の方からお答えをさせていただきます。

まず、6点目の市民の参加による野洲市危機管理計画、危機管理マニュアルの改定についてでございますが、これは自治体運営において不測の事態が生じた場合に市職員が速やかに適切な対応ができるよう策定をしたものでございまして、改定につきましては、各所属において随時見直しをしております。未然防止に向けた取り組みの中で地域の人々からの情報収集等にも努めてまいりたいと考えております。

7点目の危機管理時の情報提供につきましては、総務部がより多くの情報を収集・整理をいたしまして、その情報をまちづくり政策室が報道機関等へ円滑に提供するという役割分担によりまして、緊急時の適切な判断と迅速な対応ができるものと考えているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） 多く質問させていただきましたので期待をしている内容の回答でない部分もありますが、特に1から3につきましては、前書きでも申し上げましたが、今、財政再建化計画を粛々と進めるけども効率的な投資をしていかなければならない、そのためには安心・安全の所要額はいったい幾らかかるのですか、そういうことが頭の中にあつて、20年度予算もお決めになり、また今後の財政を考えておられるのですかということをお尋ねするために、その所要額を聞いているわけなのですね。耐震改修計画が19年度に決まりました。その中で70.9%の耐震化率、まだまだできていない部分があります。これについては27年度までに100%にします。これは市がお決めになったこと。当然、こうなりましたら、私ども市民としては、この30%をどのように耐震化するのかということも一緒にお決めになっているというふうに思うのですが、この点については所管部が決めることでわかりません。では、所管部についてお聞きかせをいただきたいというふうに思うのですが、先ほど、教育委員会の方はかなり詳しくお答えになりましたので、内容についてはわかるのですが、今できていないところが、保育園が40%の耐震化率ですね。社会福祉施設、これは具体的にどこなのかわかりませんが66.7%の耐震化率、幼稚園が76.9%、小中学校が50%と46.2%ということでございますの

で、この未実施の耐震化について、それぞれの所管部は今後どのような取り組みをされているか、保育園は具体的にどこの保育園とどこの保育園であって、例えばここについてはどのように考えているのだと。野洲の第1保育園ですと、そこに場所を変更してまで建て直すというような計画もあるのかなとも思いますし、そういう具体的なところを保育園、社会福祉施設、幼稚園、小中学校は先ほど聞かせていただいたので結構ですが、この点についてお話を聞かせていただきたいし、できたら所要額、決まりはしないでしょうけども、具体的に何億かかるのだと。普通に自分の家でも古くなってきて、小屋も古くなってきた、じゃ、どうしようかということ、10年後にはこのように建て替えましょう、そのときにはこれぐらい要るからこういう貯金もしていけないといけませんねと。例えば特別に学校を改修する基金を積み上げていくとか、そういうことが当然財政では必要だと思うのです。だから、その辺のものを1、2で考えていただきたいと思います。特にこの1点目です。

そして、2点目ですが、橋梁の問題であります。橋梁の健全度の状況把握はできていない。ただ、先ほど聞かせていただいたので違うのかもわからない、長寿命化策定計画は国庫補助が付くので検討していきたい、これは県とも話をしているということなのですが、現実にニュースなどを見ていると、外国ではソウルでもまたアメリカでもびっくりするような大きな橋ががんと落ちるといようなことを見ております。地震だけでなく大型車も非常にたくさん走っておりますので他人事ではないなというふうに思っております。特に35年を経過する橋梁の半数というものは速やかな補修が必要な損傷が発生しておるといふふうに聞いておりますし、現実にアメリカあたりでも大体35年を越したぐらいから橋の崩落事故というものが起きてくるというようなことでもございますので、橋の年齢、橋齢というのですか、大体1950年代から70年代の間にできた橋というのは本当に危ないのではないかなというふうに思っておりますので、橋梁台帳があるということもございますので、15メートルを超える橋は幾つあって、そのうち35年を経過しているのは幾つあるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それと、橋梁の点検がなされていない、これは野洲市だけでなくよその自治体も現実に、県は別にしまして市町村としてはかなり大きなところでないといけないのは事実でありますから、野洲がやっていないということを責めているわけではないのですが、この点検のなされていない理由というものは、土木技術者の人材が不足しているのか、財政的な問題なのか、この点についてもお尋ねをしていきたい、このように思っています。



続きまして、水道事業でございますが、水道事業につきましては63キロ、150ミリの口径のものを変えていくと、耐震管にすると31億5,000万円ということで聞かせていただきました。31億5,000万円かかるうとも、やはり地震などがあつたときに1日も早く復旧をするためには水道管が必要だなというふうに思っておるわけですし、そういう意味では、まず命の支えというのは水でありますから、必要な負担になるというふうに思っていますが、31億5,000万円の金額というのは、実際個々の水道料金にどれぐらい影響していくのだろうという心配をいたしますので、全額水道会計、これは企業会計だからきちっとしようがないということですが、企業会計であっても赤字であればその分を補てんしなければならないという部分も一般会計から補てんするというのもできると思いますので、水道の個々の会計、個人の額に対してどのような影響があるのかということもお尋ねをしていきたいというふうに思っています。

それと、産業経済部長には、これは一緒にお尋ねをするのですが、私は1や2や3を足して所要額が幾らになるかということを知りたかったので、もう一点追加してお尋ねをしますが、クリーンセンターが平成26年度には耐用年数が来るという言い方もおかしいのですが、ある程度修理をしながらだましだまし使っていけば、あと5年10年は使えるかもわからないのですが、これにつきましても、当然新たな設備投資というものが必要になってくる。これが県が野洲市だけに認めてくれるのか、もう少し広域にやっっていけて指導するのか、これはわかりませんが、現在の中でもしクリーンセンターの改修、また建て替えなりを考えられるとしたら、いったい幾らの所要額がかかるのかということについてもお知らせをいただきたい。だから、総額にしますとかなり大きな金額になると思うのです。この辺がこれからの野洲市の所要額として必要になってくるというふうに思っていますので、できたらトータルした金額が幾らになるか、皆さんがご報告されたら合計金額は幾らになるかということと一緒に総務部長の方から教えていただきたい、このように思っています。

次に、4点目でございますが、鳥インフルエンザの件については、今の養鶏業者さんに対する対応についてはぜひきちっと進めていただきまして、風評被害による卵の業者さんが路頭に迷うことのないようきちっとした対応をしていっていただきたいし、そういう意味では本当にありがたいなというふうに思っておりますが、私はもう一点申し上げますのは、この鳥インフルエンザが発生するのは大体東南アジアが中心でありますから、今回の大地震の中で伝染病の1つとして発生してくるのではないかと。その中で、従来で

すと鳥インフルエンザは人にはうつらないということでありましたが、これが人間に97年に死者が出て、それから200人近い死者が出ておりました、これが人から人への突然変異が起こるのではないかということも予想されているわけです。そうなりますと、この新型のウイルスに対する免疫というのは人は誰も持っていませんので、世界的な大流行となって大きな健康被害になると。最悪のケースでは日本国民の40%、5,000万人が感染して致死率は60%というようなことも言われておりますが、各市の想定は25%ぐらいの感染でお亡くなりになる方も非常に多いということで、世界的な大流行、パンデミックというらしいのですが、これが心配をされているところです。

滋賀県でも長浜市では行動計画をおつくりになったようですし、国、また滋賀県も平成17年に行動計画をつくって対策は進みつつあるわけですが、実際にこれは、県、国ではやったときに野洲市が国、県から助けてもらうのを待っていたのでは、絶対に野洲市にワクチンも何も回ってこない状況だというふうに思うので、住んでいるまちで違いがあって、野洲に住んでいたおかげでこのインフルエンザでお亡くなりになってしまったということになれば本当に家族も死んでも死に切れない、悔やんでも悔やみ切れない状況になる、このように思いますので、これに対する対応を一刻も早く取り組みしていただきたい、このように思っていますので、これについての市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

続きまして、食糧危機への対応ですが、今も花でなくカロリーの高い芋などのものを農家にも協力いただけるようにということで、JAなどともお話をしたいというようなことでございまして、本当にこれは必要なことなのですが、実はこの前、官房長官が減反政策の見直しについて言及されていまして、減反政策の見直しができるのなら、ぜひこの辺で野洲市独自の対応というものはできないのだろうかということでも5番目に質問として入れさせていただきましたので、野洲市独自の対応ができるかどうか、できるのならどういうことを考えられるかということについて、もう一度お尋ねをさせていただきたいと思えます。

次に、6番、7番につきましては、この野洲市危機管理計画をちょうだいいたしまして見せていただきました。これについて、実は西本議員も先ほどお尋ねがありましたが、中主幼稚園で園児の方が事故に遭われるという痛ましい事件がありました。幸い職員の皆さん方のご努力で一命をとりとめられ快方に向かっておられるということでありがたいなというふうに思っておりますが、危機管理マニュアルについて見直しをしていくということ

もちろん必要です。この中主幼稚園の事項別の危機管理マニュアルを見ますと、園児の負傷の項目で危機管理の対策が書いてありますが、今回は見守りが不足して子どもさんが事故に遭われたということについては、これは責められるべきなのですが、その後の対応については中主幼稚園事項管理マニュアルをきちっと実践され、職員が一致団結をして園児を救いたいという思いでやってこられたことについては、本当にきちっとやってこられたということで、これは評価をしております。ただ、この危機管理マニュアルでいきますと、危機管理の本部ができたということなのでしょうけども、情報公開につきましては総務部長がやります、またその次のページには緊急保護者会、これもやらせていただきますということで、この危機管理計画には載っているわけですね。

実はこの緊急保護者会のときに、所管部の責任者である教育長が、三上の青少年育成会議の総会がありまして、公務でこちらの方に中座をされて来られた、このことが保護者の皆さんから非常にご不満として野洲市の危機管理はどのようになっているのだということでの話がありましたので、この辺については、この危機管理計画をきちっとやっていったら、教育長がその所管部の責任者としておいでになる、そして、その他の公務についてはおのおのが対応するというような形できちっと話ができているだろうというふうに思うのです。だから、総務部長がどのような形でこの危機管理監として記者発表並びに今の保護者集会へ、これは保護者集会へ直接総務部長が出よということではないのですが、野洲市の危機管理として保護者の皆さん方に新たな動揺を与えないために緊急保護者会を開きましょうということ、これは総務部長も一緒にお認めになってやりましょうということなので、だから、これが起こったときの対応について、総務部長はいったいどのような行動をされてきたのかについて、総務部長の方からお答えをいただきたいと思えますし、7点目の情報公開の問題につきましても、先ほども池をもう閉じてしまうという話が出ていたと。池について皆さん方の中でいろんな議論をした方がいいという意見もあるわけですので、そういう意味では情報をきちっと一元化していくべきなのだと思うのですが、総務部長が考えたことをもう一回まちづくり政策室の政策監に言って、それから広報に流していくと。こんな幾つも間を通った形で本当に危機管理のときの情報がきちっと管理ができるかと、やっぱり情報の窓口というのは総務部長に一元化するということが必要ではないかというふうに思えますので、この6、7点については、今、申し上げたような観点で危機管理のあり方が野洲市としてはもう少し総務部長に集中的に持っていく形で進めていくべきではないのかなと思えます。この点について、総務部長、中主幼稚園の対応につ

いて、私はいったい何をしていましたということでご報告下さい。

それと、事項別の管理マニュアルを見させていただきますと、それぞれ幼稚園や保育園なんかが入っていますけども、保育園なんかは伝染病のことは入っていませんね。伝染病が起きたときに保育園はいったい何をしますかということが出ていません。私の子どもを育てているときに、実はお父さん、鳥が弱って落ちていたとあって、死んでいないけども飛べなくなった鳥をうちに持って帰ってきて、それをもう一度元気にして放してやるというようなことがありました。子どもはやっぱり生き物を大事にします。今の状況の中で、保育園で伝染病のことがマニュアルになかったら、落ちている鳥でも、これは基本は本来は拾えなのですけども、今、拾ってはだめですという指導もしなければならぬわけですから、そういうことができていないわけですね。

各学校にしても、それぞれの小学校、中学校で危機管理の項目が違うのですけども、例えば北野の小学校は、事項別危機管理マニュアルでは不審者の侵入だけが書いていまして、あと野洲小学校などは不審者の侵入、伝染病、火災・地震の発生、この3つに対してマニュアルをつくりますと書いているけども、北野小学校は不審者の侵入だけ。だから、それぞれの所管部がきちっとその辺を出してもらったやつを同じ共通認識をするということが必要ではないかなというふうに思いますので、この点について、もう一度総務部長、事項別の管理マニュアルの見直しについてもどのようにお考えになるかお答えいただきたいとします。

以上です。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 藤村議員の再質問の第1点目、保育園の耐震改修計画につきまして、ご答弁させていただきます。

平成19年におきまして、昭和56年度以前に建築いたしました野洲第1保育園、野洲第2保育園及び三上保育園の3園につきまして、耐震診断を実施しております。診断結果につきましては、3園とも補強工事が必要であるという結果から、本年度、耐震改修の設計費の予算計上をしております。対象となる3保育園につきましては、早急に改修計画を立てまして、財政事情を踏まえまして、年次的に幼稚園、小学校及び中学校の耐震計画との整合性を図りまして耐震補強工事を実施してまいりたいと考えております。なお、所要額につきましては、現施設の同規模で建てた場合等を想定させていただきました場合、補強工事で約3億円が必要と考えております。

続きまして、社会福祉施設につきましては、母子保健センターと老人福祉センターでございますが、まず耐震診断を受けまして耐震改修計画を立てまして、その中で所要額を把握したいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 藤村議員の耐震化に関する幼稚園の関係の件でございますけれども、幼稚園につきましては、今回、補正予算で耐震診断を計上しております篠原幼稚園、野洲幼稚園、祇王幼稚園の3園でございます、その他の北野、中主、三上幼稚園につきましては、新耐震基準を満たしているところでございます。

この3園は、昭和49年、篠原でございます。昭和51年、祇王、昭和55年、野洲幼稚園ということですので、診断結果で耐震補強は不要となる施設かもしれませんが、仮定のもとに事業費等を算定するとしますと、例えばすべてに耐震補強を施した場合に、単純に延べ床面積に概算の単価を掛けますと3園で合計は約8,000万円の事業費が必要になるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、藤村議員の再質問、橋梁の15メートル以上の橋長、市内にどれだけ市道の部分であるかということでございますけれども、一応橋梁台帳での把握でございますけれども、これには15メートル以上の橋長のある橋については33橋ございます。そして、そのうち35年以上経過をしている、昭和50年以前に設置された橋ということでございますけれども、台帳の中で一部架設年月日不詳の分もございますけれども、33カ所のうち大体8橋は35年以上経過しているものがあるということでございます。

それともう一点、これまで調査ができていない理由はというふうなことでございましたけれども、全くできていないということではございませんで、実は詳細な部分については当然できておらないということを先ほど申し上げたのですけれども、平成8年から9年にかけてまして道路防災点検、これは阪神大震災の後、国なり県の方からの通達の中で、道路防災点検というのをそれぞれ旧野洲町、旧中主町で実施いたしております。その点検につきましては簡易点検ということで目視程度の橋長の長い橋を実施させていただいたところでございます、そこらの関係もございまして、ご承知かと思っておりますけれども、六条野田

線、これは市道の新川橋、これは旧中主町時代のときから非常に老朽化が進んでおって、現状も非常に怖い状態ということで、平成17年度に改修をさせていただいているところでございます。

技術的な問題あるいは財政的な問題かということでございますけれども、簡易的な目視である程度の状況はわかるわけですが、中の部分については当然専門的な知識が必要になってまいりますので、これは専門家に委託をさせていただくというふうな状況になるかと思っておりますけれども、我々としてはできるだけ早く、結構全橋といいますと三百数十カ所の橋がございますので、主要な部分についてはできるだけ早く目視程度でも早いこと調査をして、長寿命化改修計画を立てられるように努力をしたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、藤村議員の再質問にお答えをしたいと思っております。

まず1点目の、先ほど答弁しましたように31億5,000万円ほどかかるようなことを申し上げました。それに対して料金への影響あるいは他会計への影響というご質問、それともう一点はクリーンセンターの改修の所要額というふうなことでご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、料金の影響でございますが、まずは今の収益の中で今現在整備を続けておるわけなんですけれども、ということは経営努力もいたしましてやっておるということで、計画的に整備しているという状況でございますが、確かに経営努力をいたしましても苦しい経営状況にあるということも認識いたしておりますので、これは当然、今後整備するには、また新たな経営計画が必要ではないかというふうに思っております。先に料金改定しましたときの経営計画からも、もう年数も若干たっておりますので、そういう意味からも経営計画の見直しが必要であろうというふうに思っております。

それと、他会計への影響でございますが、先ほども申し上げましたとおり、本来企業会計でございますので、今、行っている整備も当然企業会計の中で経営努力でやっておるわけでございますが、仮に今、一般会計からいただいておりますのは、消火栓の維持管理負担金という名目で負担金をいただいております。それと、万が一有事で災害が起きましたら、それは災害復旧にかかるものといましては、また補助金という形で、これは法に定め

ておりますので、その範囲で補助金がいただけるものではないかというふうに思います。いずれにいたしましても、基本的には水道会計の中、企業会計の中で整備は進めていくものであると、それにはまた経営計画も見直していく必要があるというふうに認識をいたしております。

続きまして、クリーンセンターの改修所要額でございますが、17年度に策定をいたしております野洲市一般廃棄物処理基本計画というのがございまして、その中で申し上げますと、ガス化熔融施設ということで、これは焼却施設になるわけでございますが、それとリサイクルプラザ等を勘案いたしますと約60億円程度の費用が必要であるというような見込みもさせていただいております。

以上、答弁といたします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、藤村議員の4点目の鳥インフルエンザの対応で、1日も早く市も取り組みをとということについてお答えをさせていただきます。

先ほども議員のご質問があったように、東南アジアを中心に世界中でも蔓延してきております。病原体の異変によって新型へのインフルエンザへの発展のおそれが年々高まってきたということでマスコミ等にも発表されております。このことを受けまして、国では新型インフルエンザが発生した場合に、その蔓延防止に迅速に対応を図るということで、本年の5月に感染症法や検疫法を改正されたところでございまして、都道府県におきましても、その権限が大きくゆだねられたり、水際での強化をするというような体制が図られたものでございます。

滋賀県は17年に新型のインフルエンザへの行動計画というものを策定いたしましたけれども、フェーズ4ということで、人から人へという感染、先ほども議員がおっしゃったのですが、この部分について今現在計画は見直しをされているところでございまして、先ほど出ましたように長浜や彦根でこの計画を現在つくろうというようなことも少し進んでおるようです。

先ほどおっしゃったように、25%ぐらいが感染ということになりますと、野洲市で1万2,500人、致死率でいくと、もし2割ですと250名の方がこれにということに、致死率になるというようなことも想定されますので、本市としましても感染拡大や健康被害を最小限にとどめるということで、危機管理対策事案として取り組むべきものだと考えておりますので、今、国、県の動きもありますので、それを踏まえながら市の防災計画等

も整合性を図りながら、市民の安全確保を図るための計画づくりに向けて関係課と検討してまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

医薬品につきましても、今、県の段階で検討されていまして、湖南圏域でも幸いにして医療機関は多いということですので、今後、その点についても湖南圏域で少し検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） 失礼いたします。先ほど減反政策の見直し、これは先般たしか官房長官の方が講演会の中でそういった話をされたように承知をしています。これにつきましては、先週ローマの方で行われました食糧サミットとか、こういった中でいわゆるグローバルな中での議論と、まさに国際的な時期をどういうふうにするかというようなところの話でのご発言だったのかなというふうに認識をしてございます。そういった中では、まさに減反政策の見直しや、こういった中の話については、基本的には国の政策に基づいて推進をしていくものなのかなというふうに考えてございます。

先ほども申し上げましたように、今、国の食糧自給率39%を45%に上げようと、いろんな形で努力をされておりますし、当然、本市といたしましても、例えば水田の利用推進協議会によりまして、その中でよりよい本市の農業政策について検討していく必要があるかなというふうにも考えております。当然のことながら、これは生産部門の話だけではなくて、消費者の方というか、例えば食育的などころの視点ですとか、あるいはまさに地産地消ですとか、そういったところも含めて検討させていただければというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 藤村議員の再質問にお答えをいたしたいと思ひます。

3点いただいておりますが、まず1点目でございますが、今回の幼稚園児の事故を受けて総務部長の行動、対応はどのようにしていったのかというご質問でございましたが、まず、今回の事故の発生を原課の方から連絡いただきました。それを受けまして、この野洲市の危機管理計画のマニュアル、行動のフローに従いまして、この事象が対策本部を設置する基準に該当するのかどうかということをお私判断いたしまして、そこまで本部の設置までは必要ないという判断をいたしました。そうしたことで、次の対応といたし



まして、緊急対応をすべき事柄がございますので、緊急対応ということで、これにつきましては教育委員会と協議をいたしまして、特に緊急対応の中でございますように、保護者の開催、そして情報機関への情報提供、こうしたものがとりあえず緊急対応ということを示されておりますので、担当部局、教育委員会と私が協議をさせていただいて、このような決定をさせていただいたところでございます。

それから、2点目のご質問で、情報提供の一元化についてのご質問をいただきました。これについては総務部長ですべきではないかというようなご質問をいただいたと思いますが、これも先ほどご答弁をさせていただきましたように、報道機関との連絡調整、あるいは記者発表の場の設定、これにつきましては、従来からまちづくり政策室の広報担当でやっておりますし、私どもにつきましては情報収集あるいは整理をいたしまして、部長の私の方から記者発表をさせていただくということで、それぞれが業務分担をする中で連携をとりながら対応しておりますので、今のこの現体制で緊急時の対応は適切にできているものと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと3点目では、議員ご指摘いただきました各施設ごとの事項別危機管理マニュアルを作成しておりますが、その中で特に保育園の中で伝染病の対応についての危機管理が抜けておるといったようなこともご指摘をいただきました。そのようなご指摘を受けまして、再度もう一度各所属、各施設の点検を十分に中身の点検もするように所属の方にも周知徹底してまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、耐震化にかかります公共施設の総事業費は幾らかかるかというようなご質問をいただいておりますけれども、すべての施設、徐々に今も耐震化に向けての計画を持っておるわけですが、まだ、耐震診断の結果も出ていない施設がございますので、総事業費については現時点では算出できませんので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） 今、総務部長を何も攻撃する気はないのですが、総務部長はいろいろとご回答いただきましてありがとうございます。これから安心・安全のまちづくりをしていくために、幾らかかるかわからないけども相当の金額をかけていかないと野洲市の安全というものは確保できないなということについてはよくわかりましたが、実はバランスシートを私は下さいということで申し上げました。そしたら、野洲市になってから

バランスシートをつくっていません、旧の野洲町時代、平成16年3月31日のバランスシートがありますということで、それからは給食センター、障がい者スポーツセンター、中里コミセン、兵主コミセンなど幾つか設備投資をされておりますので、資産についても非常に変わってきているだろうと思うのですが、野洲町の16年3月31日現在、土地を除いたら295億6,140万円の有形固定資産、中主町が122億5,377万2,000円、合計418億1,517万2,000円の有形の固定資産があるわけですね。民間企業ですと、この固定資産というのは必要でなくなった場合には売却もできますし、建て替えないでも済むということなのですが、野洲市になってからの金額、これにさらに給食センター、障がい者スポーツセンター、両コミセンなどをふやしていきまして分の有形固定資産というものは、正味財産として残ってくるのではなくて、これから子や孫の代になったらこの金額は絶対に建て直さなければならない金額として新たな負債として発生するというふうな考え方が必要なのではないかなというふうに思いまして、先ほど1、2、3で所要額を聞かせていただきましたのはそういうことなのです。だから、今現在、市が借金として250億円近くあります。企業会計の分についてもあるのですが、その辺を合わせますと、今の借金があって、なおかつこの建物のある分がまた新たに借金として建て直しが必要だというようなことを考えていく中で、これからの財政というものを考えていただきたいし、それは議会も市民の皆さん方も市長と一体になって考えていきたいと思います、それを理解してほしいということで、今日この話をさせていただきました。

鳥インフルエンザの対策については、ぜひ、はやったときにワクチンがない、タミフルがないから死んでしまったということがないような対応をしていただきたいと思っておりますし、橋梁につきましても、また人的な部分が非常に厳しいのなら、また市長の方にもご相談いただいて安全な橋づくりをしていただくようお願いをしたい、このように思っております。

それと、危機管理の計画であります。いずれにいたしましても、事項別のマニュアルについてはもう一度見直していただきたいというふうに思っておりますし、やっぱり危機管理というのは誰が大将になってきちっとやっていくかということが大事ですので、そういう意味では総務部長は大変厳しい立場でもあります。中主幼稚園の緊急集会についても、総務部長がこの所管の集会は、教育長、あなたがやって下さいと言ったら教育長はその他所ろへ行かはないのですが、その辺、きちっと指導的な役割を果たすのが総務部長であるということを理解していただきまして、もう一度野洲市が災害のない明るいまちと

なるように皆さん方に頑張っていたきたいと思ひまして、これで終わります。回答は財政の方の私が申し上げたバランスシートの件についてお話をいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 藤村議員の再々質問の中で、バランスシートの関係をお尋ねいただきましたが、まだ現在、本市におきましては、それができておらない現状でございます。ただ、今年度の当初予算にも計上させていただいておりますように、20年度決算からは公会計制度が導入されまして、本市におきましてもその新地方公会計制度にのっとりまして、従来の官庁方式の現金・単式会計から、いわゆる民間の方でやっていたている発生主義・複式簿記、こうした考え方も取り入れた中で20年度決算からなることになっておりますので、そうした中でバランスシートも公開させていただくことになろうかと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 暫時休憩します。

（午前 11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3号、第2番、矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 私は3点にわたって質問させていただきます。

まずはじめに、「自治体によります携帯電話リサイクルの推進について」お伺いさせていただきます。

携帯電話リサイクルを推進する大きな目的は、我が国の産業競争力のかなめと言われるレアメタル、希少金属であります。携帯電話に含まれておるからであります。レアメタルの安定確保は緊急の課題となっており、使用済みで廃棄されるIT機器や携帯電話、電化製品の中に眠るレアメタルや貴金属を鉱山に見立てて「都市型鉱山」とも注目を集めております。中でも国内で1億台以上も普及しております携帯電話には、金・銀などの貴金属と共に、リチウム、インジウムなどのレアメタルが含まれているため、3R、リデュース、リユース、リサイクルの観点から適切な処理と有用資源の回収に大きな期待が寄せられております。

携帯電話のリサイクル活用を推進しますMRNが2008年2月にまとめました「携帯

電話・PHSのリサイクル状況について」では、回収実績が2000年度で約1,362万台をピークに減少傾向が続きまして、2006年度には約662万台に半減と報告しております。

また、回収促進に向けました課題や対策では、個人情報保護への配慮なども含めた携帯電話ユーザーへのリサイクル方法の情報提供やMRNの認知度向上への取り組み、加えて省資源化という観点から各社ごとに形状の違うACアダプターの標準化なども課題として取り上げております。

そして、携帯電話をリサイクルするためには、何といたっても使用済みの携帯電話の回収が必要不可欠であります。そこで、MRN（モバイル・リサイクル・ネットワーク）は、地方自治体の協力を大きな期待を寄せておるところでございます。具体的には、家庭等に配布されておりますごみ分別の案内の中で携帯電話を捨ててはいけないものとして記載してもらおうよう促しております。しかし、現状ではMRNの呼びかけに応じている自治体は、横浜市や川崎市など、極めてわずかであります。

そこで、本市の取り組みについて伺います。

1番目に、携帯電話を捨ててはいけないものとして、ごみ分別案内、各家庭用の月々のカレンダーに記載して、市民の皆様へ周知してMRNに協力すべきと考えますが、見解を伺います。

2番目に、廃棄する場合は購入したショップで処理することを促すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、「個人情報保護に関する基本方針について」伺います。

政府は4月25日、個人情報保護法の下で、行政機関や民間事業が行うべき施策をまとめて個人情報保護法に関する基本方針の改正案を閣議決定いたしました。新たな基本方針には、災害時の緊急連絡簿の作成が困難になるなど、いわゆる過剰反応を防ぐ対策が新たに盛り込まれ、個人情報の有用性に配慮するという法の趣旨が浸透するよう、国と同様に地方自治体も積極的に広報・啓発活動に取り組むとし、法律や関連条例の適切な解釈と運用を求めています。

個人情報保護法が平成17年4月1日に全面施行されたことを契機に現場でさまざまな問題が生じておりますが、そうした問題を改善できるよう、各自治体におかれましては、新たな基本方針の改正点を熟知していただき、個人情報保護法に関する条例の適切な解釈と運用の見直しに向けた取り組みを願いたいところであります。昨今、プライバシー認識

の高まりや個人情報を取り扱う上での戸惑い等のさまざまな要因から、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報の提供を控えたり、運用上作成可能な名簿の作成を取りやめたりするなど、いわゆる過剰反応が生じております。

国民生活審議会では、「個人情報保護法に関する取りまとめ（意見）」を平成19年6月29日において、法の具体的な内容の広報・啓発等、いわゆる過剰反応に対する対策に万全を期することを求め、政府も個人情報保護法関係省庁連絡会議を開催し、今後の対策を決定実施しております。国は事業及び国民に対する広報・啓発に積極的に取り組むものとする、また各地方公共団体においても住民へ周知するための積極的な広報活動に取り組むことが求められております。

いわゆる過剰反応が生じる背景には、個人情報によって識別される特定の個人が自らの個人情報の取り扱いに不安を感じていることも一因としてあると考えられることから、法の適切な運用等により、個人情報の適切な取り扱いを図っていく必要があります。地方公共団体の保有する個人情報の保護対策につきましては、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定に取り組む必要があり、また既に条例を制定している団体にあっても所要の見直しを行うことが求められております。

そこで質問でありますけども、1番目に条例の解釈と運用の見直しとをあわせて、住民や事業者向けに過剰反応への適切な対応をどのように周知されるのか見解を伺います。

2番目に、今までに過剰反応によりますトラブルはなかったのかお伺いさせていただきます。

次に、「地域の安心・安全の取り組みについて」お伺いさせていただきます。

総務省では、防犯ボランティアなど地域のさまざまな団体が広域で連携して防災・防犯活動を行う地域安心安全ステーション整備モデル事業を平成16年度から実施しております。公明党は、地域安全・安心まちづくり推進法の早期制定を目指し、地域の防犯力をさらに向上させるために地域安心安全ステーション事業の全国展開を進めることといたしております。地方自治体主体によります犯罪のない地域づくりにつきましては、自治対策を警察によります犯罪捜査やパトロールにすべてゆだねるのではなく、地方自治体が主体となり、警察や地域住民、国と連携し、犯罪のない地域づくりを進めることが大事だと考えております。

それにはまず自治体に防犯対策の窓口を設置し、警察との連携を密にしながら、まちづくりなどのインフラ整備や行政サービスなどについて防犯の観点を盛り込んだ施策を総合

的に推進することが必要であります。さらに警察官OBや教員OBの地域防犯への積極的な活動や、子ども110番の家の普及等によります地域防犯力の向上が図れます。また、全国的に今、進められておりますのが、自主防災ボランティアや防災ボランティアによります活動を支援するために、地域安全ステーションモデル事業を全国約3,000地区に拡大すると共に、防犯ボランティアと防災ボランティアの連携を強化されつつあります。これらの対策も大事であると認識しております。

また、本市におきまして進められておりますスクールガードリーダーの拡充や防犯ステッカーの活用及び青色回転灯を装備した車両によります自主防犯パトロールの仕組みづくりのさらなる充実も大変重要であるかと考えております。

次に、子どもの安全・安心のための環境整備は、各地域で行われております子どもの安全を確保するための先進的なシステムやインフラ整備が地域の実情に合わせて必要不可欠であると思いますが、そこで子どもたちを犯罪から守るために、また地域住民の生活の安心・安全の観点から、次の点をお伺いさせていただきます。

1点目、街灯緊急通報システムやIT技術を活用しました地域防犯システムの整備を推進すること。特に児童の登下校に際し、電子タグを活用したメールによる保護者への児童の現在地や不審者の出没状況の情報発信、GPS（全地球測位システム）やCCD（電荷結合素子）カメラを活用しました子どもの現在地や周辺状況の確認、緊急時の警報システムなど先進技術を取り入れた対策がこれから必要になってくるとと思いますが、進める考えがあるのか見解を伺います。

2番目に、通学時の安全体制を確保するために、通学道路の整備は必要不可欠であります。県道48号線の小南の交差点から光善寺川の橋までの改善を県の方に要請することでしたが、その後どうなったのか。また、県道504、小島野洲線の野洲高校前から三上コミセン前までの通学路が非常に危険な道路ですが、改善の予定があるのか見解を伺います。

3点目、各自治会の生活道路の整備につきまして、信号機のない交差点の接触事故が多発しておりますが、この多くが「見通しが悪かった」等があります。この見通しが悪い原因には、建物が新しく建った、また初夏には季節に応じて植木が伸びて見えない等があります。この解決にはカーブミラーが役に立ちますが、まだまだ取り付いていない交差点、三差路がたくさんあります。通学路に関しましては危険な箇所はあるかと思いますが、平成19年12月の定例会で取り付け箇所予定は27カ所あり、18基が完了したとの回答

でありました。また、新規につきましては、調査して緊急性の高いところから設置するとの回答でしたが、この調査の進捗状況はどのように進められておるのか見解を伺います。

4点目、子どもにどのような場所で犯罪が起こりやすいのか理解をさせ、注意を高めると共に、非常時における防犯ブザーの活用や連れ去り防止訓練などを推進し、子ども自身が命を守る安全教育の実施等が大事であるかと考えますが、このような安全訓練はどのように進められておられるのか伺います。

次に5点目、子どもがよりよい安全な道や場所を選んだり、1人では危険な場所に近づかないといった危険回避能力を向上させるために、地域の公園や通学路において犯罪に巻き込まれやすい危険な場所を、学校や保護者、地域住民が連携し、子ども自身がグループを組んでチェックし、地域安全マップをつくるなどの安全教育が必要と考えますが、この取り組みについての見解を伺います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、矢野議員の「自治体による携帯電話リサイクルの推進」につきまして、お答えさせていただきます。

1点目の、携帯電話を捨ててはいけないものとしてごみ分別案内に記載し、市民の皆様にも周知してMRNに協力すべきではないかについてであります。野洲市では携帯電話は家庭ごみの分類で燃えないごみに該当しております。ごみ処理の市民向けパンフレットがございまして、「野洲市ごみ分別名人」と申し、その保存版でございまして、燃えないごみに分類をしております。また「再資源化の促進のために販売店に返却されるように」との記載をさせていただいております。このパンフレットの20ページになりますけれども、そのように記載をいたしております。これを一律に捨ててはいけないものということで規制することについては、現在、資源有効利用促進法の対象になっていないこともございまして、規制はいたしておりません。今後、国の動向を見て検討をしてみたいと考えております。

また、MRNにつきましては、社団法人電気通信事業者協会で行っておりますモバイル・リサイクル・ネットワークの略称でございまして、使用済み携帯電話の回収や再資源化を行っていることから、今後とも情報の提供に努めていきたいと考えております。

2点目でございますが、廃棄する場合は購入したショップで処理することを促すべきではないかということでございまして、これは1点目でお答えしたとおりでございまして、

パンフレットの中に販売店に返却されるよう記載をいたしてございます。

議員ご指摘のとおり、携帯電話には貴金属や希少金属（レアメタル）が含まれており、そのままごみとして処分するのではなく再資源化が必要であると認識しているところでございます。今後も販売店等へ返却されるよう、また適正に再資源化されるよう、市広報誌あるいはホームページ等で周知・啓発を図っていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 矢野議員の2点目の「個人情報保護に関する基本方針について」のご質問にお答えをいたします。

今回、国で閣議決定されました個人情報の保護に関する基本方針の改定に伴います本市条例の解釈と運用の見直しについて、本市では市が個人情報の適切な取り扱いをすることで市民が安心して生活できるよう野洲市個人情報保護条例を制定している中にありまして、本条例第9条において保有する個人情報の利用及び提供の制限を定め、原則市の実施機関以外の者に提供してはならないと規定されております。しかし、同条ただし書で、保有する個人情報を例外的に個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないときは外部提供ができるものと定めております。

このようなことから、ご質問をいただきました1点目の条例の運用面につきましては、現状におきましては見直しを行うところまでは考えておりませんが、国、県の状況や県内各市町の運用状況を見据えながら、不備な点が生じた場合につきましては検討してまいりたいと考えております。

また、住民や事業者向けの過剰反応への適切な対応への周知におきましても、今後、県内各市町の動向も踏まえつつ必要に応じて対応を行いたいと考えております。

次に、今までに過剰反応によるトラブルにつきましては、特に聞いてはおりません。

次に、矢野議員の3点目の「地域の安全・安心の取り組みについて」のご質問にお答えをします。1点目につきましては私の方からお答えをいたします。

ご質問の先進技術を取り入れた防犯対策についてでございますが、去る6月1日の毎日新聞に掲載されておりましたが、山梨県の高校が強行遠足、いわゆる遠い距離に参加する生徒にICタグを携行させてルート通過を確認するという内容でありましたが、これにつきましては行き過ぎた管理につながるのではないかという懸念材料も示されておりました。この記事が示すとおり、こういった先進技術を導入するまでには充分教育現場で



でも議論をする必要もあるのではないかと考えております。

また、児童の登下校に際し、先端技術を活用した防犯システムの導入につきましては、約3,000万円前後の費用を要するようでございますので、費用対効果という観点からも厳しいものがございます。現在、本市におきましては、学校現場におきましてSOSホームやスクールガード、また子ども安全リーダーなどによります2重3重の子どもの見守り活動が行われております。一方、本市におきましても野洲市災害・不審者情報メール配信サービスを昨年度より実施してございまして、5月末現在で1,024名の登録がありました。また17件の不審者情報を配信してございます。今後も機会あるごとに登録に対する呼びかけに努めてまいります。

これらの活動は、子どもの安全を確保するという一定の役割を果たしているものと考えてございまして、このような一連の活動を継続することにより、地域・学校・保護者・行政のコミュニケーションがより強固なものとなり、地域の子どもは地域で守るという自主防犯意識の向上にもつながっているものと確信してございます。安全・安心の体制づくりにはゴールはないと言われており、今後も体制の強化・充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、矢野議員の2点、3点目については、私の方からご説明を申し上げます。

まず、2点目の県道48号線、これは近江八幡守山線でございますけれども、ここの歩道整備の件についてご説明を申し上げます。

この整備につきましては、県道大津能登川長浜線の小南交差点から市道久野部小南線との交差点まで約300メートルにつきましては、平成19年度に幅員2.5メートルの幅で既に整備が完了いたしております。しかし、この先線につきましては、現在整備中の養護学校前までの約850メートルが未整備でございます。この間には中学校の通学路も含まれているため早急な整備が必要であると思っておりますけれども、用地取得等の問題等もございまして、現段階では県の方でも具体的な整備計画の策定には至っておらないのが現状でございます。その点につきましては、今後も引き続き県に対して早急な対応を要望してまいりたいと考えております。

また、野洲高校前から三上コミセン前までの、先ほど県道と申されましたけれども、こ

これは現在市道になっております。市道の通学路の整備についてであります。道路の幅員も狭小の上、歩道も未整備で、通学する生徒をはじめ多くの歩行者にとって安全確保が必要な路線であると認識をいたしております。今年度、一部の区間ではございますけれども、測量設計に着手をする予定しておりますので、ご理解をいただきたいとお願いを申し上げます。

続きまして、3点目のカーブミラーの設置に関してのご質問でございますけれども、カーブミラーにつきましては、昨年の12月の定例議会で回答させていただきましたが、取り付け進捗状況につきましては、要望の27カ所のうち19カ所を設置いたしております。その後、その他のミラー交換や修繕等についても7カ所を実施しております。今後におきましても、それぞれ現場確認を行いまして、必要の有無を判断しながら緊急性の高いところから設置をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 矢野議員の「地域の安心・安全の取り組みについて」の4点目と5点目のご質問にお答えいたします。

まず、4点目の子どもの安全訓練のご質問についてでございますが、現在の社会情勢を考えると、児童生徒自身が自らの命を守る安全教育の必要性は高まっております。そこで市内の小中学校におきましては、子ども安全リーダーや警察関係者によります寸劇をもとに考えさせ、実践力をつける防犯教室を実施いたしましたり、年1回不審者対応避難訓練を実施したりして危険対処方法や行動の仕方について具体的に指導しております。また、生活の中に潜在するさまざまな危険や不審者情報などを題材にしながら、各自の安全への意識を高め、安全確保に必要な思考力や判断力を育成するための指導も日常的に行っております。

最後に、5点目の地域安全マップのご質問についてでございますが、子ども自身が参画しての地域安全マップの作成による安全教育の推進は、子ども自身の危機回避能力の育成には有効と考えております。平成19年度にこの取り組みをしました小学校は野洲小学校の1校でございますが、平成20年度におきましては、新たに三上小学校と北野小学校の2校が実施予定でございます。安全教育につきましては、各学校で年間指導計画を検討し、充実を図るよう指導したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、燃えないごみという認識付けで今まで来ておるわけですが、国内で1億台以上も普及しております携帯電話には金・銀などの貴金属と共にリチウム、インジウムなどのレアメタルが含まれておるため、3R、リデュース、リユース、リサイクルの観点から適切な処置が有用資源の回収に大きな期待が寄せられておる世代でありますけれども、この有効資源の回収について、どう部長としてお考えか見解を伺います。

次に、個人情報ですけれども、他の市の動向とかを見てやっているとおっしゃっていますが、新たな基本方針でありまして、災害時の緊急連絡網の作成が困難になるなどのいわゆる過剰反応を防ぐための対策が新たに組み込まれていると認識しておりますけれども、個人情報の有用性に配慮をするという法の趣旨が浸透するように、国と同様に地方自治体も積極的に広報に努めるとあります。各自治会では、各世帯の人員等の掌握作業、またPTA会におきましても連絡網の作成等にも個人情報の知識または認識の違いから誤解されている点がたくさんあるかと思うのです。この部分、これからこのような障害をどう克服していくかをお聞きしておりますので、この辺の見解をもう一度お伺いさせていただきます。

続きまして、地域安全・安心ですけれども、1点目のIT関係で予算はどれぐらいと聞こうと思ったのですが、約3,000万円かかるということなのですが、やっぱり予算がこれだけだったら緊急にとれないと思うんです。だから、こういう予算を出してみても初めて次の手が打てるんじゃないかと思うわけでありまして、予算がつかなければ、さらに地域の皆様方の手をおかりすると、いろいろ方法もあるかと思うのですが、この辺の点をお伺いさせていただきたいと思えます。

2点目の県道48号線の、あと850メートルがまだまだ見通しが見つからないということでありまして、平成20年度の国県要望書の中にもこれはうたわれておりまして、主要地方道路の整備促進計画にも計画されております。もっと積極的に要望してほしいものでもありますけれども、今までどのような形で何回ぐらい要望されたのかお伺いさせていただきます。

続いて3点目ですけれども、調査いたしまして緊急性の高いところから設置をされると何遍もおっしゃっているのですが、この進捗状況におきまして、緊急性とはどのような物差しで考えておられるか、この辺をお示しいただければいいかと思えます。

4点目の非常時におけます防犯ブザーの活用や連れ去り防止訓練などを推進されておるとのことなのですが、この防犯ブザーの普及状況と、いざ使用するときには動作しなくては、これは役に立たないわけでありまして、こういった防犯ブザーの点検や動作チェックをどういうふうな形で現状されておるのかお伺いさせていただきます。

5点目の地域安全マップは、もう3年前に作成されているということでもありますけれども、3年経ちますと地域環境も変わりまして危険場所も変化するかと思うのですが、予算もあることでありまして、3年分をすぐ処理するというわけにはいきませんので、この地図に対応しながら、地域の変化に対応しながらやってほしいと思うのですが、この辺の考え方を伺いさせていただきます。

以上であります。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、矢野議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今現在、燃えないごみの扱いということでございまして、議員おっしゃいますように、今、この携帯電話には貴金属が含まれておるといようなことと3Rの観点でどう考えているのかというようなご質問だと、こう思うのですが、先ほども申し上げましたとおり、現在では資源有効利用促進法ということもございまして、その対象としていないということで規制していませんということで申し上げましたが、やはり野洲市の施策でも環境というとらえ方も当然しておることもございます。今後とも一層の啓発に努めていきたいというふうにも思いますし、現在では毎年配布をしておりますごみカレンダーへの掲載については、まだしていないわけですが、なかなか紙面の都合上難しいところもあるかと思っておりますが、掲載についても検討をさせていただきたいというふうに思います。

それと、最初の回答でも申し上げましたように、やはり啓発が大事でございますので、一層の啓発推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、矢野議員の安心・安全の取り組みについての再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の県要望でございますけれども、いったいどれぐらい何回やっているのだというふうなことでもございますけれども、我々は事業年度の当初に当然県と色々な事業計

画の打ち合わせもごございますし、県の事業説明会をしていただきます。その場でも当然県要望については細かく維持についても要望しておりますし、また正式には南部振興局の建設管理部に対しまして、河川・道路を含めた単独工事も含めた要望を実施いたしております。それと、当然我々も県の方には行く機会がございますので、いろんなその他のものについてもそれぞれ逐一要望も聞く場合がございますので、それについても県の方には要望をしているところでございます。

今おっしゃっていただきましたように、県の歩道の件につきましては、養護学校の新しい光善寺川の新橋からちょっと坂を下っていただきますと地蔵さんがたくさんございます。あそこについては、今、あの堤防の部分を補修しております。あそこに迂回路を付けるにあたっては、その迂回路を最終的に残して地蔵さんのところまでぐらいは歩道をそのまま残すということでございますので、まだあと七百四、五十メートルは残ってくると思えますけれども、それについても用地やいろんな問題がございますので、その辺はまた県の方にも再三強く要望をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

それと、カーブミラーの緊急性とはどのような視点で判断しているのかということもございますけれども、カーブミラーにつきましては、各自治会、また個人さんも含めて相当な要望がまいります。その数を全部しておりますと膨大な数になってまいりますので、当然我々も1カ所ずつですけれども現地を確認させていただいております。それで歩行者の利用や、あるいは車の利用や、その辺を含めて、もう少し利用していただくのに注意をしていただければ問題ないのではないかというふうなところもございますので、その辺ははっきりと地元の方にももう少し待っていただくなり、あるいは、もうできないところは、これは今のところはできませんというふうなことでご理解をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 矢野議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、2点目の個人情報保護に関する基本方針の中でのご質問でございますが、市民の法律等に関する過剰反応から緊急時や災害時で各自治会等が名簿作成されるときに、そうした過剰反応で困難な状況にあるというような現状があるということで、こうした関係で、市として今後の対策はいかに考えているのかというようなご質問でございますが、確かに現在、全国的にそうした過剰反応というのが報道されておるわけでございますが、既

に情報が公にされているにもかかわらず、なかなか個人の提供がされない、こうしたいわゆる法の規定内容が十分理解されずに情報の提供を拒否されるケース、こうしたものが全国にも出ておるということを聞いております。そうした中で、先ほど特に自治会での対応をどのように指導なりを含めて考えているのかということですが、自治会や、また各団体が必要とされるそうした名簿、あるいはまた団体の名簿、こうしたものにつきましては、当然その自治会なり団体が何のために利用する名簿なのか、その目的というのをはっきりされまして、その使用目的を明確にされた上で、本人さんの同意を得ることができれば、これは個人情報自治会なり団体が収集をして、その目的に合ったものに利用するというのであれば、法律または条例に抵触するものではございませんので、そうしたことで対応をしていただきたいというふうに考えております。そうしたことで、現在、市内のある自治会におきましては、そうした災害時のための名簿づくりということで取り組んでおられる自治会もあるように聞いております。個人情報保護に十分配慮されながら主体的な取り組みをしていただくのが、そうした自助・共助の災害対策になるのではないかとこのように考えておりますし、今後、市といたしましては、自治会あるいはまた自主防災組織の結成の機会を通じまして、地域での情報把握、こうした条例、法律の趣旨を理解いただいた上で情報把握に努めていただくようお願いをしていきたいというふうにも考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、3点目のご質問の中で、特に1点目の防犯対策の面で、IT技術を活用した防犯対策で、いろいろとご提案をいただいております。こうしたIT技術を活用した防犯対策、確かに安心・安全の対策の取り組みとしては有効な手段だと考えるわけでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、調べましたら予算の面でかなり大きな経費がかかるということが実態でございます。予算の面でいろんな問題があるわけでございますが、今回ご提案いただいております件につきましては、若干管理の面なり、それから費用の面、費用対効果、こうしたものを十分考えた上で、また県下の活用状況も見極めながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。当面は現在のいろんな地域の住民の方々を中心にいたしました事務事業を展開しておりますので、こうした現在の事務事業をさらに拡大なり充実に向けまして、そうした方向で当面は取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げましてご答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、私の方から地域の安心・安全の取り組みの4点目、5点目の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、防犯ブザーの関係でございますけども、その普及率等についてご質問がございました。小学生の防犯ブザーの所持率につきましては、全学校の調査は行っておりませんが、例えば三上小学校でいいますと全体で60.8%が所持をしております。ところが、低いところでは篠原小学校が18%になっておりまして、学校によってかなり差の開きがあるということが言えると思います。また、他の学校につきましては恐らく三上小学校並みの所持率であるというふうに思われます。どちらかといいますと下学年、いわゆる低学年の方が所持率は高いという傾向にございます。これらの所持につきましては、すべて保護者が自己負担で持たせているものでございます。

それと、防犯ブザーを持っていけば安心できるものではございませんので、県や市からの不審者情報と共に、ブザーが鳴るか、すぐに出せるところについているかなど、また電池が切れていないか、そういった点検をするよう日常的に学校の方で指導をしております。

それと、防犯ブザーだけでなく危険に遭遇した場合には大声を出して助けを呼ぶとか、あるいはSOSホームなど安全な場所へ逃げ込むなど、実際的な訓練や指導も日常的に繰り返しておるところでございます。

次に、地域安全マップの関係のご質問でございますが、平成18年度に全小学校の全保護者に配布しまして、その後、19年度と20年度には新1年生の保護者に配布をしております。このことにより啓発の方法をとっております。しかし、議員おっしゃいますように、既に3年目に入ろうとしております。地域の状況もかなり変化しておると思います。そこで、この地域安全マップを作成しました守山野洲少年センターの方に今後の計画を問い合わせましたところ、現在のところ更新の予定はないということでございます。したがって、本市としましては、当面は先ほどご答弁申し上げましたように小学校での取り組みを推進しまして、マップのリニューアルに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 再々質問をさせていただきますけども、一応要望という形になるかと思っておりますけども、自治体における携帯電話リサイクルでありますけども、まだまだMRN（モバイル・リサイクル・ネットワーク）の認知度が非常に低いのではないかと思います。

ます。実は5月1日の公明新聞ですけども、「日本の都市型鉱山」といっていますように、1トン分の携帯電話に集めると400グラムの金を含有しているということになっておるわけでありまして。部長が再三おっしゃっていますけども、携帯電話のリサイクルは少ないということなのですけども、いろんな状況があると思うのですけども、一つには「携帯電話のリサイクルについて聞いたことがありますか」というアンケートがあるわけですけども、平成18年度でも約40%ぐらいしかないわけですよ。こういう「MRNブランドに関する具体的な内容を知っていますか」というアンケートにつきましては、大方30%しか認識がないと。この携帯電話のロゴマークなのですけど、これを知っていますかということに関しましては、平成18年度で15%の人しか知らないというのが現状であります。

さらにユーザーの回収実態ですけども、買い替えのときにほとんどが一応取り替えをされているわけですけども、「店頭で引き取ってもらった」というのが62%で、「ごみ分別として捨てた」というのが8%あります。さらに中には「人にあげた」というのも約13%ありまして、なかなか回収ができないような状況であります。「なぜ処理しないか」というアンケートにつきましては、これはコレクションとして思い出として残している方、この中にもかなり家の中に五、六台あるんじゃないかと思うのですけども、目覚ましの時計としてまだ活用しておられるとか、電話帳として使っているとか、個人情報漏れるから嫌だというデータもあります。なかなか日本におきましては回収が大事ですけども現状はそうであります。

回収台数の増加につきましても、買い替え時に販売店にリサイクル情報のポスター等もロゴマークの使用した効果的な記載もこれは必要であると認識しております。さらに自治体で強力に取り組んでおられるところが横浜市、川崎市ですね。東京23区、多摩地区の清掃協会、千葉市、さいたま市、小平市等がございます。

最後に申し上げたいのは、これを見ますとほぼ関東圏なのですよね。関西圏はそういう認識がありませんので、野洲市がMRNに強力に取り組んでおると、リサイクルに対しての認知度が野洲から発信基地となるような思いで取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

次に、個人情報ですけども、さきに述べましたように、プライバシーの認識の高まりや個人情報を取り扱う上での戸惑い等のさまざまな要因から、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報の提供を控えたり、運用上作成可能な名簿の作成を取



りやめたりするなどのいわゆる過剰反応が現状来ております。市民の皆様にご心配のようには過剰なのか、きめ細かい説明がこれからも必要かと思いますが、今後も事あるたびに説明されることを望んでおきます。

次に、安心・安全ですけれども、2点目ですけれども、県道でありますけれども、あと850メートルですけれども、子どもたちは毎日危険な中を走っているわけでありまして、もっと子どもの気持ちになって県道の整備に要望していただきたいことを要望しておきます。

次に、3点目のカーブミラーの設置でありますけれども、これは地元の方々が危険だと思われて要望されると思っておりますけれども、事故が起きてからでは遅いわけでありまして、これは一刻も早く予算を、いけるものだったらそれを出していただいて、限りがないとおっしゃいますけれども、そんなめっちゃくちゃあるわけでないと思いますので、この点をどうお考えか、この辺の見解を伺います。

4点目の、先ほど言ったように、非常ブザーがいざというときに点検ができなくて鳴らなかったとかいうことがないように、そういった点も点検等も怠らず続けてほしいと要望しておきます。

5点目の地域安全マップも、先ほど述べたように、守山野洲地域安全マップ、センターはつくらないということでもありますから、それだったらそれで、その地図を無駄にしないように、ここが危険だぞというのを日ごろから子どもたちに認知させるよう、これも要望しておきます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） 矢野議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

確かに地元の方からの要望ということで、危険を感じて要望を出されるというふうに認識をいたしておりますけれども、例を申し上げますと、1つの自治会ですべてのほとんどの交差点の部分に要望されているということもあるわけでございますので、その点はできるだけ我々も努力して要望にお応えしていきたいというふうに考えておりますけれども、やはり現地を確認させていただいて、その辺は十分確認の上、設置をさせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 次に、通告第4号、第5番、奥村治男君。

○5番（奥村治男君） 5番、奥村治男でございます。私は2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、「公用車一括管理方式の導入について」お伺いをしたいと思います。

地方自治体における近年の厳しい財政状況、あるいは地球温暖化防止等の環境問題など社会情勢の変化する中で、公用車を取り巻く環境も変化をしています。このような状況を踏まえ、公用車を保有することは行政事務執行の効率化につながる反面、多くの維持管理費を要するため、行政事務の見直しと同様に公用車の減車対策及び維持管理についてもより効果的な活用が求められております。

当市の公用車保有台数は、現在97台、リース車57台、買い取り車32台、寄附車8台で、維持管理費の総額は19年度実績で3,050万9,000円、1台当たりの平均維持管理費は31万4,530円となっています。また、維持管理費の構成としては、リース料が全体の48.8%を占めており、次いで燃料費が24.8%、保険料は13.5%、修繕料が12.9%であります。

当市においては、財政健全化計画推進の中間年でもあり、公用車の一括管理方式を庁舎単位で導入し、公用車全体の使用状況を把握し、その配置や減車対策、低燃費車への更新、交通安全対策等、積極的に取り組むべきと考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

2点目についてお伺いします。「中1ギャップ対策について」であります。小学生から中学生になった途端、学習や生活の変化になじめず、不登校となったりいじめが急増するという現象をいわゆる中1ギャップと言われておりますが、原因は多様で、新しい友達や先生との人間関係や、教科がふえ内容も高度になった勉強に関する事、また新たに始まる部活動への不安などさまざまな理由があると言われております。本市の中学校においても18年度9名、19年度13名の中学1年生が不登校となり、中1ギャップに落ち込んでいると思われま。

滋賀県の不登校児童・生徒数は、島根県、和歌山県に次いで全国ワースト3位という調査結果から、滋賀県教育委員会は、不登校対策は生徒指導上の最重要課題と位置づけております。当市における中1ギャップの生徒は主に3校のうち2校の中学校に集中しておりますが、その対策についてそれぞれの中学校における具体的な対応策と教育委員会としての指導はこれまでどのようにされてきたのかお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 奥村議員の1点目の「公用車一括管理方式の導入について」

の一般質問にお答えいたします。

議員ご提案の公用車の一括管理につきましては、合併前の旧中主町で効率的な運行、管理経費の削減など一定の成果を上げていたものと認識をしております。しかし、合併後におきましては、本市が取り組んでおります環境マネジメントシステムの公用車使用運用基準に基づきまして、公用車の適正な運行管理につきまして、所属ごとに燃料使用量の目標数値を設定いたしまして、責任を持って削減等に取り組んでおります。この手法につきましては外部機関の環境審査を受けているものでございます。また、車両の更新時におきましては、可能な限り低燃費車の導入を進めております。

なお、一部車両の一括管理手法の検討も含めまして、配車及び減車計画、燃料消費の低減などの運行管理経費の削減、また交通安全対策の推進・改善に向け引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 奥村議員の「中1ギャップ対策について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、生徒指導上の諸問題の中で、不登校につきましては、滋賀県のみならず本市におきましても生徒指導上の最重要課題ととらえております。そこで、今年の6月議会でお答えいたしましたとおり、教育委員会といたしましては、学校に対して校長研修会、教頭研修会、生徒指導担当者連絡協議会等のさまざまな会議におきまして、不登校児童・生徒や不登校が心配される児童・生徒の改善を図るために、2日連続欠席の児童・生徒に対する家庭訪問の実施、簡単に休まない、休ませないような雰囲気作り、小中学校の連携の強化を指示し、実践しております。

また、中1ギャップの問題ですが、議員ご指摘のように、中学校入学による環境の変化や勉強、人間関係等の不安などによって不登校に陥る生徒もおります。しかし、中1の生徒のすべてが中1ギャップによって不登校に陥ったのではなく、むしろその多くの生徒が小学校時代からの不登校や不登校が心配される状況の継続でございます。統計的に見ましても、平成18年度、中学1年生の不登校生徒9名のうち7名は小学校の不登校の継続または再発であり、平成19年度においては、13名全員が小学校の不登校の継続または再発でございます。

一方、中1ギャップとは逆に、中学校入学を機会に不登校状態の解消や好転の見られる

ケースもございます。中1ギャップで新たに中学校で不登校生徒を生み出さないために、野洲北中学校区では、平成18年度から今年度まで、県から「中学校へジャンプ交流体験事業」の指定を受けまして、中学校の学校説明会や連絡協議会に加えまして、中学校の模擬授業の参加、部活動体験、それから文化祭や体育大会等の見学、小学校への出前授業などを通して、スムーズに中学校に入学できるような取り組みを進めております。

なお、同様の取り組みは、野洲中学校区や中主中学校区でも行っております。また、不登校が心配される児童には、該当児童の保護者と小中学校の関係者が連携し、事前に入学式のシミュレーションを行うなど、少しでも中学校入学に対する不安を取り除く手だてを尽くしています。

さらに今年度は、県に強く要望をいたしました結果、不登校の対策として、野洲北中学校と、それから北野小学校が「生きる力を育むモデル校『別室指導による教室復帰』推進事業」、そして、祇王小学校が「小学校心のオアシス相談員配置事業」の指定を受けまして、それぞれの加配教員や相談員を中心に、個々の状況や課題に応じて、きめ細かい指導を進めており、その成果に期待をしているところでございます。

また、全中学校に配置されておりますスクールカウンセラーや市費のオアシス相談員、祇王小学校、野洲小学校、北野小学校に配置されておりますスクーリング・ケアサポーターも不登校や別室登校の児童・生徒に深く関わり、教室復帰に向けての実践を行っております。

不登校の問題は、ほとんどの事例において、本人の内面的な問題に本人を取り巻く環境的な要因が入り交じりまして、一朝一夕には解決しにくく、すぐには数値には反映しませんが、今年度に入り、今まで登校できなかった生徒が別室登校できたとか、小学校で不登校傾向だった生徒がみんなの支えで頑張っているなど、うれしい報告もございます。これらを励みにして、学校がさらに家庭やふれあい教育相談センターなどの関係機関と連携をいたしまして、問題の解消に向かうよう教育委員会として支援をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 奥村治男君。

○5番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきます。

公用車の一括管理方式についての再質問でございますが、5点させていただきます。

まず1点目、市の財政が大変厳しい状況にある中、公用車の配置、使用及び管理等については、行政事務の執行全体について、より経済的・有効的に行うことが求められており

ます。事務事業のコスト削減に向け、職員一人ひとりが主体的に考え行動するよう組織を挙げて取り組むなど、職員の意識改革をより一層進めていくことが必要であると考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

2点目、現在、公用車の保有台数97台のうち、本庁舎で35台、分庁舎で31台、健康福祉センター等の別施設で全体で31台保有されております。各課がそれぞれで車検、修理などを行うなど、独自に管理をされており、課を超えた公用車の貸し借りがほとんどできていない状況にあると思います。一括管理方式を導入すれば使用していない公用車を効率的に配車できるようになり、車両台数の削減が可能となり経費削減が図れると思いますが、再度所見をお伺いしたいと思います。

3番目、先ほどの答弁で、車両の更新時に低燃費車への導入を進めているとの答弁をいただきましたが、全車両97台中、低燃費車への更新はこれまで何台されてきたのかお伺いしたいと思います。また、一部車両の一括管理手法の検討を含め減車計画等に取り組むとの答弁でしたが、私は本庁舎、分庁舎単位での一括管理方式の導入について提案しているのでありまして、再度この件についても答弁をいただきたいと思います。

次に、減車計画については、一括管理方式を導入して稼働率を把握しなければならないかと思われませんが、あわせてお願いいたします。

4番目、ISOのエコオフィスの項目の中で、自動車用燃料使用削減目標が19年度4%、20年度6%となっております。目標を達成するにはガソリン価格の上昇により20年度以降も大変厳しいと思われます。庁舎から2キロメートル未満の公務は自転車を利用することになっておりますが、現在、本庁舎、分庁舎、出先機関における自転車の保有台数及び利用状況についてお伺いしたいと思います。

5点目は、地方財政法第8条におきまして、「地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない」と規定されております。公用車につきましては、財産化した後の管理が現金の管理と比べますと、ともすれば軽視されがちであります。公用車は行政事務を行う上での重要な役割を担っており、貴重な財産であることを認識し、最小限の経費で最大の効果を上げられるよう適正配置による保有台数の削減や稼働率の向上に努める必要があると私は思っております。ついては、現在の保有台数のうち、買い取り車とリース車とでは年間維持管理費はそれぞれ幾らぐらいになるのかお伺いをしたいと思います。それと、リース車への今後の更新計画についてもあわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、中1ギャップについての再質問をさせていただきます。2点させていただきます。

まず1点目、ただいま教育長の答弁で、不登校児童・生徒の不登校が心配される児童・生徒に対しては、家庭訪問の実施等、簡単に休まない、休ませない雰囲気づくりや小中学校との連携強化等の対策をとっているとの答弁をいただきましたが、18年度は小学校6校中4校で14名、19年度の15名と1名増になっております。中学校3校では、18年度33名、19年度は51名で、18名増と大幅にふえ、前年度比は実に64.7%増となっております。また、中学1年生は18年度で9名が、19年度は13名と4名増で、このような状況では不登校対策が十分機能しているとは到底考えられません。教育長は、ただいま申されましたように、昨年6月議会で「不登校は生徒指導上の最重要課題で大きな責務である」と答弁されておりましたが、成果が見られません。教育長の再度所見をお伺いします。

2点目は、中学生の不登校は、学校別では18年度A校で7名、19年度は20名で13名増、B校では19名が28名と8名増、C校では7名が3名と4名減になり成果が見られますが、A校とB校では大幅に増加しており改善の成果が見られません。不登校状態が長引くことは、言うまでもなく児童・生徒の学習機会や成長機会を奪うこととなります。A校とB校に集中していますが、考えられる要因は何か、その根本的な対策についてお伺いをしたいと思います。

再質問を終わります。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 奥村議員の再質問にお答えをいたします。

公用車の一括管理でのご質問の中で、再質問で5点いただきました。

まず1点目でございますが、公用車の使用コスト削減についての職員の意識改革が必要でないかというご質問でございます。当然おっしゃるとおりでございます。公用車使用のコスト削減につきましては、お答えいたしましたとおり、ISOの環境マネジメントにおきまして、燃料の使用量削減をそれぞれの所属の課題として職員一人ひとりが取り組んでおります。今後におきましても、職員の責任を明確にしながら行政コストの削減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問につきましては、一括管理方式を導入すれば車両の削減による経費削減が図れるのではないかというご質問でございます。車検あるいはまた修理につきましては、その費用にかかる予算を持っております所属が発注をすることになっております。

が、管理している所属に車両の使用予定のない場合におきましては、現在、部あるいは課を超えまして公用車の使用をしている状況でございまして、私どもは有効に活用されておるのではないかなということを考えております。

なお、議員からご提案をいただいております一括管理方式、これにつきましては、ご提案いただいておりますように、効率的使用を図る上で確かに有効であると認識はしております。

それから、3点目のご質問でございしますが、低燃費車への更新台数はどれだけかというご質問でございしますが、現在、平成16年の国土交通省から「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」が告示されまして、燃料性能の高い自動車の普及が図られた後に更新をした車両につきましては、本市では18台でございします。

それから次に、本庁舎、分庁舎単位で一括管理をしてはどうかというようなご提案をいただいております。これにつきましては、一括管理の導入を進める場合、議員からご提案をいただいておりますように、本庁舎と分庁舎に分けて管理する方が効率的であるとは認識をしております。しかし、先ほどお答えをさせていただきましたように、今後、一部の車両におきまして、公用車の一括管理手法につきましても十分庁内で研究しながら検討していきたいというふうに考えております。

それから、減車計画には一括管理導入後の稼働率を把握する必要があるのではないかなというようなご質問でございします。確かに議員ご指摘のとおり、減車を行うためには、それぞれの車両の稼働率の把握が必要であるとは考えております。早速月報を作成いたしまして、そうした月報によりまして稼働日数と走行距離、燃料の消費量など車両ごとに稼働率を把握するように庁内で改善をしたところでございします。この結果を見まして今後の減車の実施を検討していきたいというふうに考えております。

それから4点目で、公用自転車の保有台数と利用度はどれだけかというようなご質問でございしますが、現在、公用自転車につきましては、本庁舎、分庁舎、それから各施設におきましては、各所属に1台から2台を配置しております。そして、各所属によりまして、その使用頻度は異なりますけれども、特に施設への事務連絡に使ったり、また福祉サービスの利用者への訪宅、こうしたものに使ったり、あるいはまた巡回の保健指導、それから各園における家庭訪問、こうしたものにつきましては、できるだけ近距離については小回りのきく交通手段として有効に利用しております。一例といたしまして、市民健康福祉部の所属では2台の自転車を昨年度中で119回の使用をしております。

それから、最後に買い取り車両とリース車両の各1台当たりの年間維持経費のお尋ねでございます。買い取り車両につきましては23万8,733円でございます。また、リース車両では33万8,868円でございます。ただし買い取り車両の今申し上げました維持経費には車両の取得費は含んでおりませんので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それから、リース車の今後の更新計画でございますが、これにつきましては、経費の面等十分考慮しながら、原則といたしまして買い替えにつきましてはリース車両方式を考えていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 奥村議員の再質問にお答えをいたします。

1点目の質問ですが、不登校による30日以上欠席児童・生徒数につきましては、議員のご指摘のように前年度より増加しておりまして、今後もその傾向が予想されます。不登校に陥る児童・生徒の背景には、友達や家族との人間関係あるいは学業や進路等、さまざまな不安となる要因が複雑に絡み合っているものでございます。不登校児童・生徒数はあくまでも現状把握と課題認識の一要素ではありますが、数値をもって解決策を講じることは難しいというふうに考えております。

先ほどもお答えいたしましたとおり、不登校の背景には心理面の不安や友人、家庭、学力の悩みなどさまざまな要因が内在しておりますことから、一人ひとりのケースに応じた対応が必要でございます。そのためにも個々のケースに応じまして、不登校の原因や背景を見極めながら、学校、関係機関、カウンセラー等を含めたチームで子どもたちをサポートし、安心して学校生活を送れるよう取り組みを進めていきたいと考えます。

2点目のご質問につきましても同じように、市内3中学校の不登校生徒数には差が見られますが、その数値の差が各中学校の不登校問題に対する取り組みの違いだとは考えておりません。すべての中学校において、同じようにスクールカウンセラーやオアシス相談員を配置し、実効ある取り組みを継続的に進めています。とりわけ中学校1年生におきましては、議員のご指摘のとおり、進学等に伴う不安感や人間関係の大きな変化等が不登校増加につながっているのではないかと、そういう考えから3中学校とも「中学校へジャンプ交流体験事業」をモデルとした、より強い小中学校の連携を進めているところです。

昨年6月議会でお答えいたしましたとおり、不登校問題は生徒指導上の最重要課題であ



るという認識は今も変わっておりません。この解決は、教育長として最大の責務として、今後も個々のケースに応じた対応策を講じながら、児童・生徒が安心して学校に通い、自信と自立をはぐくんでいけるよう支援をしていきたいと考えております。

○議長（林 克君） 奥村治男君。

○5番（奥村治男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

最初に、公用車の件ですが、これは関連質問をいたしたいと思います。4点いたします。

1つは、公用車による交通事故は、市に財政的な損害を発生させるだけでなく、職員の生命・身体を損なうものであり、市が加害者となる交通事故は市行政に対する市民の信頼を損なうことにもなりかねません。これまで議会開会ごとに職員の交通事故に対する損害賠償の委任専決が上程されてきました。17年度8件、18年度5件、19年度9件、3年間で22件発生しております。事故原因で相手方との過失割合は、市職員の過失100%と認められるものは7件の32%を占めております。ついては、道路交通法施行規則第9条第13項第6号の規定に基づく安全運転管理者は、事故を起こした職員に対し、これまで安全運転の指導等はどのようにされてきたのかお伺いします。

2点目、安全運転管理者等の選任状況についてお伺いをしたいと思います。道路交通法74条の3に「内閣府令で定める台数50台以上の自動車使用の本拠地ごとに安全運転管理者の選任を」、また、道路交通法施行規則9条の10では「20台以上40台未満の台数を所有している場合は副安全運転管理者の選任が必要」とされておりますが、本市の選任状況について、また、道路交通法施行規則9条の13第5号に規定されております運転日誌は備え付け記録されているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

3番目、健康福祉センターでは、現在9台の公用車を所有されておりますが、自動車の本拠地とみなされますが、道路交通法第43条の3に基づく安全運転管理者の選任届はこれまでなぜされてきていないのか、届出義務違反にあたるのではないかと、あわせてお伺いしたいと思います。組織上では市民健康福祉部の組織下にありますが、健康福祉センターとして別の場所で別の機能を果たした組織であります。これは道路交通法からしまして別の本拠地とみなされて、選任届が義務付けられるのではないかと思います。

4番、市の財産である公用車は、地方自治法199条第2項の規定に基づき行政監査の対象となると思いますが、これまで監査を受けられたことがあるのか、また、受けておられた場合、地方自治法199条第9項の規定による監査結果はどのような結果が出ておられるのか、受け取られた場合はあわせてお伺いしたいと思います。

次に、中1ギャップの件でございますが、1点お伺いします。中1ギャップ対策につきましては、小学校との連携強化をすることが大切であると思います。まずは中学校での学習スタイルを具体的に生徒に伝えていくと共に、小学校と中学校の連絡協議会を定期的の実施したり、小中学校の先生の人的交流を図っていくことも重要な対策の一つと考えますが、教育長の再度所見をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 奥村議員の再々質問にお答えをいたします。

中1ギャップ対策につきましては、議員がおっしゃるとおり、小学校と中学校の連携の一層の強化が必要であるというふうに思っております。中学校入学直後の学習指導や小中学校の定期的な連絡協議会や人的交流につきましては既に取り組んではおりますが、さらに充実するよう継続して指導をしてまいりたいと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、奥村議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、本市の安全運転管理者についてのご質問をいただいております。現在2名選任しております。本庁舎につきましては総務部長、また分庁舎につきましては教育部長の2名でございます。そして、事故等を起こした場合の職員への指導でございますが、これにつきましては、それぞれ事故が起こりますと、当然その事故の処分に関わります安全委員会で審議をいただく基準がございます。そうした処分に基づきまして、その程度によりまして、それぞれ安全運転管理者の方から指導なり、また注意を指導しておるところでございます。

それから、2点目の選任状況、安全運転管理者の選任基準ということでございまして、現在は本市におきましては、安全運転管理者につきましては2名を選任しておるということでございます。それと、公用車の運転日誌の記録でございます。これは常時公用車を運転した場合につきましては運転日誌をつけるよう対応しております。

そして、3点目の健康福祉センターにおきます安全運転管理者の関係でございます。ここにつきましては、特にこの施設での安全運転管理者は選任をしておりません。そして、当然選任届も出しておりません。現在は安全運転管理者は設置していないということでございます。

（発言する者あり）

○総務部長（前田健司君） 今の選任基準の中では、一応本庁舎と分庁舎に選任することになってございますので、2名体制でしているということで別に問題はないという認識をしております。

それから、公用車について行政監査の対象となるということで、監査の状況はどうだったのかというようなご質問でございますが、これにつきましては監査は受けておりません。行政監査はないということでございますので、よろしく願いいたします。

以上、漏れた点がございますかもわかりませんが。

○5番（奥村治男君） いや、漏れている。答弁してもらっていない。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時47分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（前田健司君） 奥村議員の再々質問の中で答弁漏れがございました。申しわけございませんでした。

3点ございまして、まず1点目でございますが、副安全運転管理者につきましても本市に4人選任をしております、総務課長、また総務課長補佐、そして分庁舎で教育委員会の総務課長、それから課長補佐の4人でございます。

それから、あと2点目で、安全運転管理者の選任の中で、健康福祉センターについても、これは法的に選任をすべき施設ではないかというようなご質問でございました。我々は、この安全運転管理者の選任の資格要件の法律の解釈でいきますと、一定台数以上の自動車の使用の本拠ごとにとということで、あそこは出先機関ですので、本拠は本庁でいいですと市民健康福祉部になりますので、そうしたことで本庁舎という扱いで本庁舎に安全運転管理者を設置しておけばいいのかなという法律の解釈をしておりましたが、ご指摘をいただいておりますとおり、もう少し法律の解釈を関係機関と守山警察署等と協議させていただきまして、改めるべきところは改善をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

それから、公用車の行政監査の件でございまして、これにつきましても行政監査の対象ということで、公用車の運行管理につきましても定例監査の中で対象ということで監査を受けておりますけれども、現時点では特段の指摘はいただいております。また、決算書

におきまして、公用車の関係では財産に関する調書がございまして、その中で物品として公用車の台数を報告させていただいておるといような状況でございます。

以上、答弁漏れがございまして申しわけございませんでした。以上でご回答とさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第5号、第1番、三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 1番、三和郁子でございます。「市政施策の確認について」お伺いいたします。

その前に、ミャンマーのサイクロン、中国四川省の大地震と、かつて体験したことのないような未曾有の自然災害が立て続けに発生いたしました。被災規模は私たちの想像をはるかに超えるものでした。心からのお見舞いと1日も早い復興を願わずにはおられません。

地球上は南北両極地の氷が予想を超えるスピードで氷解が進み、ホッキョクシロクマの絶滅が心配され、また海水水位上昇、海水温の上昇、オゾン層の破壊拡大など、地球の環境はどうなるのか、もはや不治の病に侵されているのではないのか、また、資源に目を向けますと、近い将来の化石燃料枯渇、レアメタルの争奪戦などなど、その心配がいよいよ現実味を帯びてきています。それに輪をかけるような阪神大震災、スマトラ沖地震、そして今回の四川省の大地震と、地球は動いている生き物であることを実感させられます。近い将来確実に発生する琵琶湖西岸断層地帯や東南海地震、南海地震の野洲市への被害は多大なものになると予測されています。行政としてもその備えにいささかの怠りがあるてはならないものと認識し、防災施策の一段のレベルアップが望まれます。

では、施策に関連して確認をいたします。

第1点、中国四川省の大地震被害は、本市にとって対岸の火事と言ってはおられません。この大地震を他山の石として、本市の防災施策的観点から所見を伺います。

第2点、大規模な地震により、倒壊などの危険性が高い園、学校施設の耐震化を原則20年から22年度の3年間で行う通達が発せられました。このことにより、本市も計画の前倒しを考慮した中で、整備設計の組み立てが今、行われております。整備スケジュール、耐震化方式、財源など、市民の皆様への説明責任としてその対応をお伺いいたします。

第3点、大篠原地先里山トイレ設置の進捗をお伺いいたします。

回答要求者、市長、教育長へ求めております。

2件目、「市職員の市民対応及び規範遵守について」お伺いいたします。

職員の市民対応のあり方については、毎年議会で質疑が行われると言っても過言ではな

い課題となっております。今日においても、一部の職員ではありますが、市民の皆さんの評判は残念ながらさほどよくありません。私は、大半の職員の皆さんは適切な対応をされておられることは承知いたしております。他の市町では、市民が庁舎を訪れますと、行き交う職員さんから笑顔で「おはようございます」「こんにちは」と、とても気持ちよい挨拶があり、私も何度も経験いたしました。心から和みます。市民の皆様も緊張が解け、会話がスムーズになること受け合いです。そこには職員の意識が市民の目線に立って対応ができていたとかがえます。優秀な民間企業の中には、コーポレートガバナンスの一部に「挨拶は重要な経営の基本」と位置付けされています。「顧客を大切に」「顧客の心地よさ」を経営に反映させる大切な心得です。「市民を大切に・市民の心地よさ」を求めて積極的に取り組む課題と思います。挨拶に限って申し上げているものではありません。挨拶ができなくて市民の目線で親切な説明、対応はできません。市民対応及び規範遵守についての現状認識と改善方針など、所見をお伺いいたします。

回答要求者、市長、教育長にお願いいたしております。

3件目、「妊産婦、内部障がい者用駐車スペース設置について」お伺いいたします。

公施設や大型スーパーなどには、法律及び条例により定められた障がい者用の駐車スペースが設置されています。障がい者用駐車スペースは「ドアを全開した幅を使って車の乗降を行う人のために設置されたスペース」との解釈ですが、その適正利用に関してはしばしば議論の対象になります。少子高齢化の社会情勢の中、妊婦や乳児連れの妊産婦、高齢者、身体障がい者福祉法に定められた心臓、肝臓、呼吸器などの身体内部に障がいがある内部障がい者、このような弱者の場合、できるだけ建物入り口の近い場所にとめさせてほしいという願いがあります。弱者に優しい駐車スペース策の配慮を求めながら所見をお伺いいたします。

回答要求者には市長をお願いいたしております。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 回答指名はいただいておりますが、内部で十分に回答要旨については議論をいたしておりますので、私が答えるのも部長が答えるのも同じ回答になります。それは統一をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

まず1点目の、三和議員の市政施策の確認ということでございますが、確認をいただきたいと思います。

中国四川省大地震に対する本市の所見についてでございますが、報道のたびに被害が拡

大しておりまして、本当に心が痛む思いをいたしております。今回の地震で、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震と同様、震源付近の被害状況は時間が経ってから明らかになっておりますが、情報も寸断され陸の孤島となってしまったところもあるようでございます。また、児童・生徒が学ぶ学校施設などの公共施設が倒壊して、多くの子どもたちが犠牲となった痛ましい状況や被災者への支援物資が不足しているとの現地情報も報道されております。

滋賀県でも最も警戒されます琵琶湖西岸断層帯地震も、これらと同様の内陸の断層による直下型地震であり、情報の収集や発信、被災者の救出等にも時間を要する可能性があると思われ、想像されます。

災害が大規模になるほど公共施設は隅々まで機能することが困難になることから、現在、本市では地域の防災力の向上を図るため、住民自ら関わっていただく自主防災組織の育成に力を入れておりますし、個人の備えにも取り組んでいただけるよう、防災マップ、その他あらゆる資料を配布して警戒すべき情報の発信にも努めております。

また、たちまち必要と思われ、生活関連物資も備蓄をいたしておりますし、外部からの支援についても迅速に対応できるようにいたしておりますし、他の自治体や民間団体との災害応援協定を締結するなど、人的・物的支援や被災者の避難場所の確保等の体制整備も行っております。

今、我々が取り組んでおりますのは、大阪の泉大津市、和歌山の橋本市、九州福岡の行橋市、姫路市、池田市等々と応援協定を結ぼうじゃないかと。だから、一つの地震で影響を受けるところと受けないところを区別して、互いにその応援協定をしていこうじゃないかということで、この間、初めて東京で会いました。そういう協定も結んでいこうというようなこともいたしておりますし、また、せんだってから申し上げておりますとおり、固定系防災行政無線、特にデジタル化をいたしておりますので、全国瞬時警報をたちまち設置しようじゃないかというようなことを考えて、あらゆる情報、いわゆる政府が発信する情報を直ちにキャッチできるような方法も取り組んでいこうじゃないかと、こういうこともいたしております。

今回の地震で学校施設の倒壊による被害が大きく報道されたことから、文科省がいち早く取り組みをしてくれたということで、朝からも申し上げましたとおり、その制度を活用しながら市内の特に義務教育施設等について力を入れていこうじゃないかというような思いをいたして取り組んでおりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いを申し

上げます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 三和議員の「市政施策の確認」の2点目の学校施設の耐震化関係についてお答えをいたします。

まず、整備スケジュールと耐震化方式であります。今議会に補正予算を提案いたしております耐震診断の結果に基づき、改築あるいは耐震補強等その施設ごとに最も適した方法を検討し、最長でも5年を目標として、できるだけ早期に実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。また、その財源等につきましては、国庫補助金の交付を受けながら、可能な範囲で起債を充当することとなります。

なお、本年度で改築及び補強と改修の実施設計を予定しております野洲中学校の耐震化につきましては、コストや工期面に配慮しながら早期の完成を目指したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） 3点目の大篠原地先の里山トイレ設置の進捗状況についてのお尋ねでございますが、トイレの設置工事につきましては、3月末に完成し、大篠原生産森林組合に維持管理をお願いしてございます。4月以降、里山ハイキングですとか山の作業などに利用されており、好評を得ていると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 三和議員の2項目めのご質問で、「市職員の市民対応及び規範遵守について」のご質問にお答えをいたします。

市民の皆様は、快く市役所を利用していただくためには、そこで働く市職員の市民の方々への対応が大変大きなウェイトを占めるものになると考えておるところでございます。そのため、野洲市では親しまれる市役所づくりに努めるため、平成17年12月に「さわやか すみやか こまやか」を標語といたしますマナーアップ宣言を行いました。そうした市民の方々から市長への手紙などを通じて寄せられました職員の接遇に関するご意見を教材とするなど、職場での接遇研修を進め、職員の市民サービスの向上に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、今回このようなご質問をいただくということは、職員すべてに親身な応

対が徹底できていなかったものと改めて再認識をしておるところでございますし、さらにその基本となる挨拶ができていない職員がいることについては、大変残念に思っておる次第でございます。

本市では、平成19年11月に策定いたしました第1次野洲市人材育成基本方針の中で、望まれる職員の姿として「自立し、市民から信頼され、積極的に改革・改善に取り組む職員」を設定いたしまして、市民の視点を大切に行政運営を行っていくことができる多様な人材の確保・育成・活用を進めているところでございます。

今後につきましては、法令等を遵守して業務を遂行していくことはもちろんのこと、すべての職員が常に望まれる職員の姿であるよう、とりわけ窓口での接遇に関しましては注意を払い、住民の方々の話をきちんとお聞きし、誠実かつ丁寧な対応を心がけると同時に、ロビーなどにおきましても職員が状況に応じて声かけをしたり、窓口から出てご案内をしたりするなど、積極的に細やかな対応に努めるよう所属長を通じて指導し、職員の意識改革を一層徹底したいと思っております。また、今後より一層市民の皆様の声が反映できるよう、窓口対応に関する市民アンケートを実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 先ほど紹介をいたしましたまちの名前を復唱します。京都府では八幡市、兵庫県で高砂市です。姫路と言いましたね、ごめんなさい。奈良県では大和郡山市、福岡県で行橋市、もう一つ福岡県では苅田町。泉大津市と、もともと旧野洲町が同じ名前だということで取り組んでおりました高知県の夜須町が合併いたしましたので、高知県の香南市、福岡県の夜須町が合併いたしましたので、福岡県の筑前町、これらと協定を結んで支援をしていこうということになってございます。

それともう一つ、全国瞬時警報システム、これは全国に瞬時に報告するのですが、人工衛星を用いて送信をされますので、言うなら弾道ミサイルの発射情報までも入ってくると、こういうようなことで、あらゆる情報が入ってくるということですから、この情報を聞いて対応ができるような取り組みをしないと、こういうふうになります。

それと、先ほど冒頭申し上げたのですが、私が答えよという、例えば西本議員のように理念はどうだと言われたら私が答えます。ところが、お尋ねの部分は部長の方が現場、制度をよく知っているのですよ。既に実施している制度の内容がどうで何人対象がある、どうこうという質問は、私よりも部長の方がよく知っていますから、部長に答えていただいておりますので、ご理解をいただいております。



○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 三和議員の3点目、「妊産婦、内部障がい者用スペース設置について」のご質問にお答えいたします。

障がい者用駐車スペースについては、野洲市では「バリアフリー新法」や、県の「誰もが住みたくなる福祉滋賀まちづくり条例」に基づきまして、施設の新築や増築等の際に、駐車スペースの確保を指導しているところでございます。しかし、せっかく設けられていても健常者が違反して駐車するなど思いやりのない人がいたり、表示が車いすの表示になっていることから、内部障がい者や高齢者、妊産婦等の方々が利用しにくいといった、必ずしも本来の目的に沿った利用がされていない場合が見受けられます。

このことから、今後、建築等の指導時におきまして、これらの方々が利用しやすい誘導票の設置や駐車スペースの表示の明確化、入り口から近い場所への駐車スペースの設置、一般車両と障がい者車両との区別の明確化等により一層の工夫をいただくと共に、広報等でこれら施設の周知や、あわせて市民にも内部障がい者や、高齢者、妊産婦等への配慮、理解を深めていただけるよう周知してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） では、市政施策から再問させていただきます。防災施策について伺いますけども、自主防災組織が自治会単位で進められていますが、しかし、災害発生時にその組織がうまく機能するレベルにあるかといえば、これは今のところなかなか難しいように感じられます。私の住んでおります自治会は、19年度の役員の方が、この強い危機意識のもとに組織的な防犯レベルアップのため、夏と秋の県下一斉清掃日がありますね。そのとき自治会を2班に分けて、東消防署の広場を利用させていただいて、避難や防災無線の使い方や、そして消火器と消火ホースによる消火など、防災訓練がこのように実施されました。今年も自治会事業として引き継がれました。このような訓練は、その年の自治会役員の意識レベルが大きく作用されるものと思います。このことはあくまでも自主的なものでして、強制や義務を帯びているものではありませんので、取り扱いが難しい問題とは思いますが、しかし、近い将来、確実に起こる地震に照準を合わせて、自治会単位の防災実践の訓練を積み、そして備えておかなければならないというふう実感いたします。

このことにかんがみまして伺いますが、地震に関わる防災訓練の動機付けを行政としてもっと積極的な施策が必要と思いますが、いかがですか。

次に、学校、園の耐震化の件ですが、子どもたちも保護者の方も安心して登校、登園できる施設に1日も早く整備されるよう願っております。先日、議員には耐震化スケジュールが示されました。これは市民の皆さんには周知が必要だと思うのですが、どのような方法でお知らせされるのでしょうか。もし、しておられましたらどのような方法でされたのかお尋ねをいたします。

次に、里山トイレに関連してお伺いしますが、今、4月より供用開始と説明がありましたが、他の議員も5月20日現在、伺ったときはまだ使われていないのですね。私も5月の連休に3度ほど伺いました。もう鎖がして使っていません。ちょっと今の答弁はおかしいのではないかというふうに思いますが、実際、行かれたのでしょうか。行かれて、今、答弁されたのでしょうかね。

先般、大篠原里山に立派な公衆トイレができましたということを知り、市民の皆さんから私の方に伝えていただきましたので、私も1,000万円のトイレですと聞いて飛んでいきました。早速見に行ったのですが、ゲートに鎖がしてあったのですね。車ではもちろん入れませんでした。徒歩で行こうと思いましたが、そのような何となく入山がためられるような雰囲気でした。

19年12月の林業に多くの市民の人が入っていただく推進とか、1日最大50人が利用とか、イベントの拠点とするなどの説明がございましたが、このときに12月に補正が400万円出ているのですね。そして合わせて、今、1,042万2,000円という予算付けがされているのです。このトイレは完了したというふうに、今、見受けられたのですが、これは語らいの森公園もありますよね。その周りに周辺林道もあります。この利用の規定ですね。この公衆トイレの規定などがあるのでしょうか。私の伺ったときには、まず鎖がして入って入れませんでした。

次に、「市職員の市民対応の規範遵守について」ですが、これは市民の声がなかなか行政に理解してもらえないという市民の声が届いております。市民の対応に関しては、どのように市民の方に対応したらよいのか、これは以前から申し上げておりますが、自分がしてほしいことは人もしてほしいのですね。職員一人ひとりが、自分が市民だったらどのように接してほしいのか、どのように対応してほしいのか、これが私は答えだと思うのですよ。聞き上手という言葉がありますが、話を真摯に受けとめて、まず聞き上手で聞く姿勢がなければ険悪になります。そして、会話や文章は人柄が見えます。昔のお上の物の言い方であったり押し付けや命令調であってはなりません。

5月だけでも5件、私のところにお手紙や連絡が入っております。一部紹介いたします。

まず、どの部課とは言いませんが、あと検証して下さい。納付書の送付に関してですけども、市民の願いに対しての文書なのですね。「これは手続きして下さい」というような、「手続きして下さいませ。よろしく願いいたします。」という、そういう姿勢ではないかなというふうに、これはファクスを送っていただいた方が、ちょっと怒って私のところへこんな文書が来たということを知らせて下さいました。これがまず1点です。

次に、「急告」というものが出ました。これは20年5月13日に「急告」が行政から出たのですね。市民が知るところ、一番知らなければならないところが24日に知ることになったのです。その24日の件につきましても、この「急告」というビラをある場所にぼんと置いて帰るだけ。これを説明するという、そういう気遣いがないのですね。これが2点なのです。

そして、まだあるのですけれども、本人の承諾がない、知らないところからAさんのところに市長からの役員依頼があったりとか。だから、この役員依頼があった人はもう断りましたというふうなことを私に言われました。ここにもう一つ長い文面があるのですが、これは抜かしておきます。報告しますとかなり長くなります。

それと、あと三和議員にということ、次にまた後で言いますが、このようなことが私のところに5月に5件も届きました。

次に、規範遵守に関して伺います。先日、通勤手当の虚偽申告による不正受給があり、処分と返金を求める投書が私あてにありました。事実であれば規範遵守の精神や倫理観において極めて遺憾なことであり問題視しなければなりません。このことに関し、当局はどのように判断されるのかお伺いいたします。

次に、弱者の方の駐車スペースの件です。私の庁舎では妊婦の方や乳児連れの親、このような妊産婦の方に対し、栃木県の真岡市、そして長野市が県下で初めてこの願いに配慮した市民サービスを実施されておられます。そして、市民にわかりやすくこのようなビラもちゃんとつくっておられます。広報の方にも市民の皆さんが周知されるように出されておられます。このマタニティマークは、周知のとおり、厚労省が18年3月に喚起のためにマタニティマークを設定して、各自治体にその目的推進にマークの活用を要請しているのですね。当市においても母子手帳とあわせて妊婦の方にNPO法人のひまわり会の発行のマタニティマークが手渡されておりますよね。当市においてもこのようなマタニティカード発行を、妊産婦に優しい環境づくりを推進してはいかがでしょうかと思いますが、

ご答弁願います。

そして、先ほど施設に近い場所の駐車を設定しているというふうに言われましたでしょうか。ちょっと聞き取りにくかったのですが。設定しているのかどうかということは、設定しておられませんね。設定しておられるというふうに言われましたでしょうか。ちょっと聞き取りにくくて。もし設定をしていないというふうなことであれば、この施設に近い場所の駐車を希望し必要とする高齢者、内部障がい者の方にも、市独自のカードを申請によって発行する施策をと思いますが、いかがでしょうか。

以上、再問を終わります。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 三和議員の再質問にお答えいたします。

最初に、自主防災組織の関係でご質問がございました。自治会に対しての地震あるいは防災訓練で、動機付けに係る施策が必要でないかというようなご質問であったかと思いますが、議員おっしゃるように、確かに近い将来高い確率で発生が予想されます大規模地震に備えることにつきましては、市はもちろんのこと、各自治会においても大きな課題であると考えております。そうしたことで、市におきましては自治会を対象にいたしまして、特に地震防災対策の動機付けにさせていただこうということで事業を実施しております。これにつきましては、野洲市自主防災組織等のリーダー研修会というのを実施させていただいております。

これの内容につきましては、それぞれの自主防災組織と一層の組織力の向上、また活動強化を図るために指導的立場におられます自治会員の役員の方々、こうした方々を対象にいたしまして、防災に関します知識あるいは技術、こうしたものを習得していただきまして、災害発生時に即応できる指導者を養成していこうということで実施をしております。今年度につきましては年3回の予定で実施をしております、特に内容につきましては、まず基本的な対応事項ということで、災害時の図上訓練、こうしたもの、あるいは初期消火器具、また救助資機材等の取り扱いの訓練、あるいはまた応急手当の訓練、こうした内容につきましては、今年度も実施していく予定をしておりますので、こうした研修会に参加をいただきまして、まずそうしたリーダーの方々に動機付けになるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 三和議員の再質問の中の市政施策の確認の２点目、学校耐震化の関係のご質問にお答えしたいと思います。

三和議員の、スケジュールは恐らく会派の勉強会で示されたと、それを市民に公表するのかというご質問かと思いますが、今後の学校耐震化に向けましたスケジュールにつきましては、現時点ではまだ定まっておりません。今回、補正提案をいたしております耐震診断終了後に、できるだけ早期に耐震化計画、いわゆる年間スケジュールを定めていきたいというふうに思っております。正式な計画ができましたならば、議員の皆さんはもとより市民の方にも公表していきたいなというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） 里山トイレの関係について、鎖がしてあるというお尋ねだったかと承知しておりますけれども、これは林道の入り口に鎖をさせていただいているということで生産森林組合の方から聞いてございます。これは、トイレを設置する前からそうなのですが、あそこに鎖をしないことには、かなり不法投棄というか廃棄物の投棄が多数あったということで、そういう鎖をさせていただいているということでございます。

他方で、その鎖の先にトイレを付けているということでございまして、先ほどおっしゃったようなところでの、例えば森林保全活動をするような場合ですとか、あるいはキャンプをするような場合ですとか、そういったイベントのときは当然のことながら開放させていただいて、当然トイレも活用できるようにさせていただいているというところでございます。実際の４月３０日に行事があったときには、その鎖をあけて活用させていただいているというふうにも聞いてございます。

それから、あともう一つ規定についてのご質問があったかと思いますが、今、確認したところ規定は設けていないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 三和議員の市民への職員の対応の件で再質問にお答えをいたしたいと思います。

冒頭というか前段おっしゃった、自分がしてほしくないことはしてほしくない、あるいは聞き上手にならなければいけない、こういったことはお説のとおりだろうと、かように

思っておる次第でございます。そうあるべきというふうに職員に対して指導をしてまいりたいというふうに思います。

投書の件をご紹介いただいたわけでございますが、それぞれ所管のところは、今、お聞きしましたので、それなりに思い当たるころはあるかと思いますが、この場でご議論をさせていただくことは差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、往々にしてこういった投書の内容等につきましては、双方の言い分を聞かないとある程度事の真相が明らかでないケースがございますので、あえてこの場で議論をさせていただくのは控えさせていただきたいと思っております。

それから、通勤手当の件で、これも投書だと思いますが、あったというふうに伺いましたが、基本的に通勤手当、本人の申請に基づきまして通勤の方法あるいは距離等に応じて規定に基づいて支給をいたしておるところでございますので、基本的には本人の自主申告になろうかと思っております。ただ、極端に距離が違つかいようなケースについては、当然かなり近距離から通勤している者等の比較の中では把握はできますが、正確に距離をこちらが測定している状況ではないということなので、もし具体的にごございましたら、ご指摘をいただければ、これはこれで早急に調査し厳正に対処してまいりたい、かように思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 三和議員の市職員の市民対応等に関する再質問にお答えをいたします。先ほど事例を挙げられましたが、その中の1人は確実に教育委員会の職員でございます。そういうことから事前にわかっておりましたので、本人からも聞き取りをいたしております。当該職員の市民への対応は公務員として適切なものではなかったというふうに認識をしております。市民の気分を害する発言は、本人だけにとどまらず市役所全体の印象を悪くするという結果になります。本人と所属長には注意を喚起すると共に、今後は市民の皆様に満足していただける市役所づくりに向けた対応を指示いたしましたので、おわびを申し上げましてお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 三和議員の再質問にお答えいたします。

マタニティマークのカードの交付につきましては、健診時に配布しておりますし、また他の方に妊婦さんであることを知っていただくために広報等で啓発しております。

それと、出入り口に近い駐車場の確保につきましては、施設等につきまして、すべて出

入り口に近いところに障がい者用の駐車スペースは確保できていると思いますし、庁舎や新しくできました給食センターにつきましては、路面に車いすのマーク以外に車いすのマークとPという形で立て看板を立てさせていただいて皆さんに周知させていただいております。

それと、パーキングパーミット制度という形で、身体障がい者用の駐車場の利用制度につきましては、利用証を交付することで駐車場を利用できる人を明らかにするスペースを確保するという形で、全国に先駆けまして佐賀県が実施されております。それで、佐賀県の方から滋賀県の方にも実施を促すような呼びかけがあったというようなことを聞いておりますので、今現在、滋賀県で検討されているように聞いております。本市におきましても、安心・安全のまちづくりのために参考にすべきと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 耐震化の件については、これは四川省で子どもたちの学びの場が倒壊で、市民の皆さんは本当に不安を抱いておられます。これは最善策を早急に講じていただくように求めておきます。

里山トイレに関してですが、この里山は、皆さんも周知のとおり、ゲートを入ると二手に分かれていますので、真っ直ぐ行く道と左へ行く道ね。どちらが何があるかよくわからないのです。語らいの森がありますよね。周辺の林道もありますし、また1,000万円のトイレもできました。これは多くの市民の方に利用していただくために設置するというふうに伺っております。ゲート入り口付近にトイレ設置もありますよと含んで、総合案内、掲示板の設置、そういうものをされたらいかがでしょうか。提案いたしますが、答弁をお願いいたします。

そして、防災関連ですが、先ほど午前中から防災の件はいろいろな議員の方からお話が出ております。その中で私はちょっと視点を変えまして、高齢者や障がい者の方などの災害時要援護者の避難体制を自治会組織としてどのように整えるかが現実的に今、課題となっております。それは支援が必要と思われる人の情報が個人情報でなかなかオープンに扱いにくく集約できないという課題があります。それは先ほど他の議員の答弁で、区長の目的がしっかりしていれば本人が承知すれば対応していくということでしたが、これは個人情報が壁にならないようにスムーズに避難等々ができるように進められるように求

めておきます。

次に、市職員の市民対応及び規範遵守です。

先ほどの投書の内容をもう少し詳しく申し上げます。「通勤距離の上乗せによる多額の手当を受給している」、「距離が規定に満たないにもかかわらず駐車場手当を不正受給している」、また「この状況を黙認している」との内容もありました。特に黙認している事実があるとすれば、これはさらにおかしなことであり最悪の事例と認識しなければなりません。これは税金の使い道に不正があってはなりません。これを徹底的な調査、そしてその結果を明らかにして下さい。事実関係の適正な調査とその結果の報告及び不正事実があったとすれば返金や処分についても求めますが、どのような対応をされるのかお伺いいたします。

また、市職員の市民対応についてですが、十分な研修と、再度このような苦情が出ないように十分に、次にこういう質問のところに上げることのないように、しっかりとした対応をしていただくように求めておきます。

以上、2点答弁をお願いいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） 先ほど議員の再々質問というか、貴重なご提案をいただいたところでございます。確かに案内が不十分であればなかなかそこにそういうものがあるかどうか、言ってみれば地元の方しかわからないとか、知っている人しかわからないというようなことにもなりかねないというところでございます。いずれにいたしましても、これは生産森林組合の方が管理をいたしているところでございますので、今の議員のご指摘も踏まえながら森林組合とも協議させていただきながら設置する方向で進めさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） それでは、再々質問にお答えをいたします。

まず、通勤手当の件ですね。もし三和議員が具体的なことをお知りでしたら、情報提供をいただければ、それに基づいて調査をいたしたいと、かように思っています。というのは、先ほど申し上げたように、どういう内容か、距離というようなお話があったので、今、具体的に距離数を覚えていないのですが、例えば5キロ、100メートル、200メートルという差なのか、10キロなのか、この辺は非常に判断がしづらいところでございまして、通勤経路等によって多少の誤差が出る場合がございますので、そういった



ことを含めた内容なのか、それとも明らかに常識的に判断して、これは全然違うという内容であれば発見できると思うのですね。ですから、この辺の少し具体的なお指摘なり情報提供をいただかないと、なかなか判断しづらい部分があると、かように思っておる次第です。ただ、私どももどういう方法でこれが追及できるかは少し研究をさせていただきたいと思いますが、今、申し上げましたように情報提供をいただければ、よりそれがスムーズにいくかと思えます。

それから、先ほど申し上げたように、当然私どもは、もし事実であるとすれば、法令違反等については規則に照らして厳正な処分をしたいと、かように思えます。

それから、最初の答弁で今回アンケート調査をやりますということをお答えしたのですが、これはご指摘いただいているように、私も頑張って研修もやり、それなりに努めているというふうに思っておるのですが、実際に外から見ていただいた場合にどう映っているのかということをもう一回確認したいと、こういうことがございますので、また、他市でも事例がございますので、若干その担当が嫌がっている部分があるのですが、一度厳しい目にさらそうかと、こういう思いがございまして、今回アンケートをやりたいと、かように思っておる次第でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（林 克君） 次に、通告第6号、第4番、内田聡史君。

○4番（内田聡史君） 4番、内田聡史です。本日は、多くの議員さんから防災関係、耐震問題、防災マップの作成、そして先ほどの三和議員よりもたくさんの防災関係のご質問がされましたが、私は今回、防災教育、子どもたちの防災教育について質問をさせていただきます。

世界各地で災害が発生する中で、日本でも多くの災害が発生しています。今後も台風による風水害、地殻変動による地震は必ず発生します。その中でも地震は東海、東南海・南海地震等の発生が強く指摘されております。地震に関して申し上げますと、本市に大きな被害をもたらす心配がある花折断層帯地震が起これば、震度5弱から震度6弱、琵琶湖西岸断層帯地震が起これば震度5強から震度6強であり、被害も発生地点で多少の違いはあるものの、最大値でいいますと花折断層帯地震で建物被害の全壊が1,397棟、半壊が3,443棟、琵琶湖西岸断層帯地震では全壊が765棟、半壊が3,298棟と県のシミュレーションで予測されております。特に西岸断層帯地震が発生する可能性は、国内の断層帯の中においても高いと言われております。

今日までに本市では防災、減災への取り組みとして、消防団や自主防災組織の育成、耐

震改修促進計画、地域防災計画、防災マップの作成、災害応援協定の締結など、またハード面では防災無線の整備、そして今年度から全国瞬時警報システムの整備が進められています。また、地域においても消防訓練、地震災害総合訓練、市内の自治会同士の防災協定の締結など地域が一体となり防災、減災への取り組みが進んでいるところであります。

一方で、子どもたちへの防災教育はどのようになっているのでしょうか。全国を見回しますと、兵庫県では平成14年に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた防災教育を行おうと、県立の舞子高校に全国初の環境防災科を設置し、実践的な防災教育を行っております。また、国内の大学においても、同様の学部、学科が設置されるようになってきました。

文科省においては、平成10年に「防災教育のための参考資料」、平成13年に「安全教育参考資料」を作成され、各学校において防災教育が積極的に進められるように指導内容を示されたようですが、教育課程の大綱である学習指導要領の中には「防災教育」という表記はなく、教科や特別活動等における内容の中に具体的な記載がないことから、防災教育が計画的に行われているところは少ないのが現状であります。防災教育は、子どもたちの身の安全を守るという目的だけにとどまらず、地域と連携して進める必要があり、地域の教育力向上や地域づくりにも深く関わりを持てるものだと考えます。

子どもたちの防災力の向上は、自然災害の多いこの国に暮らす私たちにとって必要なものであり、子どもたちには、今は学ぶ側であります。年齢が上がるに従って、教えたり、またそれを伝えたりする担い手やつなぎ手になってもらわなければならないのです。その機会となり得る教育機会は義務教育期間であると考えます。

防災教育には、自分の命は自分で守る自助、自分たちのまちは自分たちで守るという共助の精神、また命の尊さを学ぶ道徳教育としての効果など、防災教育を伝えるというだけにとどまらない教育ツールとしての大きな可能性が秘められていると考えます。さらに次世代を担う子どもたちに対し、子どもたち自身の生きる力を育てることになるはずです。子どもたちが防災に興味を持ち、取り組んでいくことで、それを取り巻く先生、保護者、地域住民の方々の力をも増強することにつながるのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、2点お伺いします。

防災教育についての教育委員会のお考えをお伺いします。

2点目、本市における防災教育の現状をお伺いします。

以上です。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 内田議員の「防災教育について」のご質問にお答えをいたします。

まず、「本市における防災教育の現状」でございますが、各学校では年度初めに防災計画を策定し、防災教育及び防災管理の推進体制の整備を図り、子どもの発達段階や地域の実情を考慮しながら、学校教育活動全体を通じて組織的かつ計画的に実践しております。

具体的には、小学校では、学校生活の事故などによるけがの防止、台風や雷の悪天候、地震、火災発生時の行動の仕方を学び、さらに中学校では、社会科、理科等の教科学習の中で、我が国は自然災害が発生しやすい国土であることや地震発生メカニズム、災害対策の重要性について理解を深めると共に危機意識の高揚を図っております。

とりわけ地震発生につきましては、9月1日の防災の日や1月17日の阪神・淡路大震災の日と関連付けて、起震車体験やシューターを使った訓練、初期消火活動など疑似体験を通じた避難訓練を進めております。

また、それらの実践的な訓練とあわせまして、1月17日の給食には非常食献立をいただき、地震の怖さや被災者の思いを実感する活動をはじめ、道徳の時間や総合的な学習の時間には、体験的な学習を通じて命の大切さや思いやりの心を育てる学習も進めながら、子どもたちに真の生きる力の育成を目指しているところです。

さらに、防災教育を進める上で、児童・生徒の命を預かる教職員が防災に対して常に危機意識を持ち、防災管理について自らの役割と責務を自覚し、率先して取り組むことが重要であることから、災害発生時における指示系統の確認や危機管理マニュアルの点検、AEDを使った救命救助訓練など実践的な研修にも取り組んでおります。

次に「防災教育についての所見」であります。早くから子どもたちに災害に対応できる能力や判断力を身に付けさせると共に、自助と共助の精神を育てることは、琵琶湖西岸断層帯地震が発生する可能性が強い本市児童・生徒にとりましては重要な課題であります。このことは、議員の認識と全く同じでございます。

また、議員のご指摘のとおり、防災教育は学校だけでなく消防署、警察署等関係機関との連携のもと、地域のボランティアの協力を得ながら取り組むことが肝要と考えております。今後も開かれた学校づくりの視点に立ち、PTA、家庭、地域社会との連携を図りながら進めていきたいと考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 内田聡史君。

○4番（内田聡史君） 再質問させていただきます。

防災教育の一番の課題は、防災教育の質が大災害を体験した地域とそうでない地域で明らかに温度差があり、違うということであり、いかに工夫を凝らして子どもたちに防災教育を浸透させるかということが大切だろうと考えております。

先ほどの答弁の中で、今現在、本市では避難訓練、起震車体験、初期消火活動、そして中主小学校では、聞きますとシューターを使った避難訓練等をされていると聞いております。また、各教科を通じた、各教科等に関連を持たせた防災教育を行っているとのことでありますが、行われているのは理科や社会で地形や地質の特性やメカニズムを学び、そして中学生になれば保健体育の科目がふえますので、そこで止血などの応急手当や心肺蘇生等々を行っていると思われませんが、果たしてそれが子どもたちの興味を引く防災教育かという、私は疑問に思います。

そうかといいますが、今の教育課程におきましては、なかなか防災教育に特別な時間を費やすことは難しいかもしれませんが、それでは今の内容をもう一步踏み込んだものにしてはいけないものでしょうか。防災教育の進んでいる地域におきましては、「防災学習・学ぶ、習う」が「防災楽習・楽しく習う」というふうに進められているところがあると聞いております。例えば、以前に私ども議員の方の防災防犯特別委員会で名古屋市の防災センターを訪れたときですと、空き缶を利用し、サラダ油を使い、コンロを使いご飯を炊く、またランプをつくるなどの経験をさせてもらいました。このことは中学の「家庭」の時間、以前は私が中学生のときですと、女子の方は「家庭」、男子は「技術家庭」と分けられておりましたが、今は両方合わせて「家庭」というふうになっておりますので、「技術」の部分、空き缶を工作する、そしてご飯を炊く「家庭」の部分、こういうことも取り入れられるのではないのでしょうか。もちろん防災用の非常持ち出し袋があればいいのですが、災害時にはこういったサバイバル生活ができる方法を幾つも知っておくことが必要なのではないでしょうか。

また、宿泊研修、体育館で避難所生活体験をしてみたりするのも、子どもたちにとってはつらいところもあるかもしれませんが、経験を積むことにもなりますし、何よりもテレビ等で学校の体育館に避難されている方々の気持ちがよくわかると思います。

また、運動会や体育祭の最後に水を使ってバケツリレーを行うのもよいのではないのでしょうか。私もバケツリレーを行ったのは数年前の防災訓練のときが初めてでした。そしてまた、そのときに土のうづくりというのも初めてやらせていただきました。そして、その

ときも林議員の方から、土のうづくりのときに、私らは昔これをつくって、雨の中、川の中へほうり込んでいたということを知っておりますし、私自身もそのことをしっかりと覚えております。

また、このバケツリレーなのですけれども、さらに緊張感を持たすために体育館内で行い、災害時の大切な生活用水や飲料水を運ぶ訓練にすれば、より一層の緊張感が増すのではないのでしょうか。修学旅行や日帰りバス遠足などで神戸・淡路の被災地を訪れ、自分たちの目や肌で災害というものを感じてもらうことはできないのでしょうか。

避難訓練においても、今までですと地震発生後、火災発生後で行動していましたが、本市でも今年度から導入される全国瞬時警報システム、これは今、あちこちで地震があったときにうまく作動しないとの問題等々ありますが、これでは数十秒前に揺れが来ることが知らされるわけですが、その数十秒間で何ができるか、どう行動できるかということを考え、避難訓練を行うべきだと考えます。

避難訓練におきましては、大人の我々でさえ緊張感を保ち防災訓練を行うのが難しいのが現状であります。現に学区ごとの持ち回りで行われています防災訓練の最後の消防長のご挨拶の中で、「もう少し緊張感を持った訓練をしてほしい」ということを毎回言われております。今までよりも一歩踏み込んだ防災教育を行い、経験を積むことにより、教育長のおっしゃられる子どもたちの生きる力を養い、さらに小学校の高学年や中学年ですと、災害時に地域の一員として役に立てるという自覚と自信を付けることになると考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 内田議員の防災教育に関する再質問にお答えをいたします。大きく2点、提案も含めましてご質問をいただいております。1つは、バケツリレーや炊き出し体験、あるいは避難所生活体験や修学旅行に被災地を訪れるとか、2つ目には、避難訓練のあり方もご指摘をいただいたと思います。

まず1点目の、いろいろなご提案をいただいております体験訓練でございますけれども、特に被災を想定しました体験活動や、あるいは被災地を訪れてみるとか、そういったことは非常に実践的な防災教育であるというふうに思います。特に災害に対しまして緊迫感や危機意識を高める、そういった効果があるのかなというふうに思っております。したがって、今後参考にさせていただきたいなと思います。

また、2点目の避難訓練の関係で、特に全国瞬時警報システムの導入の関係を例に挙げ

ておっしゃられたのですが、この導入でより早く地震が予測されると思われます。そういったことから、従前、今までやっております避難訓練もやはり見直しが必要ではないかなと、特に素早い判断と行動を想定するような、そういった避難訓練の計画が必要ではないかなというふうに考えております。いずれにしましても、今後は各学校での防災教育をもう一度見直しまして、教科や特別活動、そういった中で年間指導計画を検討しながら取り組んでまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 内田聡史君。

○4番（内田聡史君） 防災教育の中で、生きる力を強く養ってもらい、自助・共助を学ぶ中で自分の命を大切にし、そして他人の命をも大切に思う気持ちをしっかりと醸成していただきたいと考えております。また、総合学習や道徳の授業などでも行っていると思いますが、災害が起こったときに対岸の火事のような気持ちでいるのではなく、自分たちの安全が確保されたなら、次に被害に遭った方に対してどのような行動が自分自身が起こせるのかということも大切なのではないのでしょうか。

阪神・淡路大震災で大災害を経験した神戸市のある学校では、震災のときに助けてもらった経験で、ミャンマーのサイクロンによる災害や先月起こった四川省大地震の被害に対し、自分たちにできることはないかと考え、募金活動や救援物資を集める等の活動が自発的に起きたと聞きますが、本市の学校でそのような活動は見られたのでしょうか。もしわかればお伺いしたいと思います。

そして、防災教育、防災関係を調べておられますと、小南の自治会の皆さんの話が載っております。小南が水害に遭ったときに、他の地域から着替え、服、缶詰などもいただいたということがあって、神戸の震災の際に支援に行こうということになったということも私は調べてわかりました。このように、温度差というのがあるかもしれませんが、こういうことをしっかり教えていって、他人の命を思いやれる子どもたちを育てられるようお願いしたいと思います。

本市も一昔前は幾度となく大洪水で多くの被害を受けたと私自身は聞いた覚えがあります。しかし、体験した覚えはありません。副読本などで野洲川、日野川の歴史を勉強するのも大切ですが、毎年行われております慰霊祭、これに児童・生徒を出席させたり、現在進められている日野川の姿を見に行ってもらおうとわかると思いますが、あれは近江八幡の北里小学校の土手の上から仁保の橋の方を見ますと、日野川が今すごい大きさにまで拡張して整備されている、これは今だけしか見られない貴重な体験、自分の目で見れる教材だ

と思います。それを見ることにより防災への関心がまた高まっていくと考えます。そして、今後の防災教育の担い手、語り手、そしてつなぎ手になっていくと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 内田議員の再々質問にお答えをしたいと思います。こちらも大きく2点あったかなというふうに思われます。1点目は、募金活動とかの実態をお尋ねであったと思います。2点目には、日野川改修を子どもたちに見せたり、慰霊祭にもというご意見だったと思います。

1点目の募金活動等につきましては、今回発生しました四川省の大地震に関しましても支援活動をしまして、野洲北中学校で生徒会の方で募金活動に取り組んでおります。こうした活動を通しまして防災への意識を高めまして、人を思いやる心を育てていきたいなというふうに考えております。

それと2点目の日野川改修云々のご意見でございますけれども、確かに日野川の方も形がかなり変わっております。過去の歴史が感じられないほど大きく変わっておりますけれども、こういったところを見ていくのも大切だと思いますけれども、一応学校の方では野洲川や日野川の関係で、そういったいろんな社会事情や歴史を、私たちの野洲市などの副読本を使って学習を既にしてしております。議員ご提案の件につきましても、今後できる限り現地の見学や当時の被害を実感できるような内容を検討しまして、防災の関心を高めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明12日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時08分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年6月11日

野洲市議会議長                    林                    克

署名議員                    小菅六雄

署名議員                    鈴木市朗